

### 3.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況

#### 1) 学校等の状況

調査対象範囲に位置する学校等を表 3.1-12 に、その位置を図 3.1-15 に示す。

対象事業実施区域に隣接する学校等はないが、南側約 500m に埼玉県立川越西高等学校、認定こども園のぞみ幼稚園、北東側約 1km に鶴ヶ島市立南中学校、鶴ヶ島市立南小学校、川鶴ひばり幼稚園、東側約 1km に川越第二ひばり幼稚園がある。

表 3.1-12(1) 学校等の一覧 (1/2)

No.	区分	名称	所在地	No.	区分	名称	所在地
1	幼稚園	認定こども園 つるがしま白百合幼稚園	鶴ヶ島市下新田 388	5	小学校	鶴ヶ島第二小学校	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 358-1
2		鶴ヶ島めぐみ幼稚園	鶴ヶ島市脚折町 3-24-4	6		藤小学校	鶴ヶ島市藤金 330
3		むさしの幼稚園	鶴ヶ島市上広谷 30	7		南小学校	鶴ヶ島市南町 1-26-1
4		かみひろや幼稚園	鶴ヶ島市上広谷 583-2	8		栄小学校	鶴ヶ島市富士見 4-26-1
5		つくし幼稚園	鶴ヶ島市太田ヶ谷 640-3	9		霞ヶ関南小学校	川越市かすみ野 1-1-4
6		若葉台幼稚園	鶴ヶ島市富士見 2-9-14	10		霞ヶ関北小学校	川越市伊勢原町 5-1-1
7		かすみ幼稚園	川越市安比奈新田 6-1	11		広谷小学校	川越市下広谷 558-1
8		霞ヶ関幼稚園	川越市霞ヶ関北 6-3-1	12		霞ヶ関小学校	川越市笠幡 177
9		川越第二ひばり幼稚園	川越市笠幡 1600-3	13		霞ヶ関西小学校	川越市笠幡 3971-4
10		認定こども園 のぞみ幼稚園	川越市笠幡 2764	14		大東西小学校	川越市山城 32-5
11		川鶴ひばり幼稚園	川越市川鶴 3-10	15		名細小学校	川越市小堤 214
12		みよしの幼稚園	川越市的場 1904-11	16		川越西小学校	川越市川鶴 1-5
13		ひかりの子認定こども園	川越市藤倉 2-18-18	17		霞ヶ関東小学校	川越市的場 2735-2
14		けやき認定こども園	狭山市上奥富 1042-3	18		奥富小学校	狭山市下奥富 1019
15		みつぎ幼稚園	狭山市東三ツ木 184-1	19		西武学園文理小学校	狭山市下奥富 600
16		坂戸ひまわり幼稚園	坂戸市関間 1-10-17	20		柏原小学校	狭山市柏原 1141
17		大家幼稚園	坂戸市森戸 514	21		三芳野小学校	坂戸市横沼 213-2
18		坂戸あずま幼稚園 (KIDS PLAY PARK)	坂戸市清水町 13-14	22		入西小学校	坂戸市新堀 265
19		かなやま幼稚園	坂戸市中小坂 519-2	23		大家小学校	坂戸市森戸 449-1
20		坂戸幼稚園	坂戸市日の出町 12-4	24		千代田小学校	坂戸市千代田 2-17-5
21		坂戸富士見幼稚園	坂戸市八幡 2-7-3	25		南小学校	坂戸市千代田 4-8-1
22		入西幼稚園	坂戸市堀込 76-5	26		桜小学校	坂戸市泉町 3-28-7
23		坂戸カオル幼稚園	坂戸市緑町 18-1	27		浅羽野小学校	坂戸市浅羽 810
24		さやまが丘幼稚園	日高市下鹿山 523	28		城山小学校	坂戸市多和目 788
25		たかはぎ幼稚園	日高市高萩 2200	29		上谷小学校	坂戸市東坂戸 1-1
1	小学校	鶴ヶ島第一小学校	鶴ヶ島市脚折 1855	30		坂戸小学校	坂戸市薬師町 1650
2		長久保小学校	鶴ヶ島市脚折町 4-12-1	31		高萩北小学校	日高市旭ヶ丘 800
3		杉下小学校	鶴ヶ島市五味ヶ谷 251	32		高萩小学校	日高市高萩 800
4		新町小学校	鶴ヶ島市新町 4-25-1	33		高根小学校	日高市中鹿山 523-3
				34		高麗川小学校	日高市南平沢 335
				35		光山小学校	毛呂山町市場 475
				36		川角小学校	毛呂山町川角 1271

表 3.1-12(2) 学校等の一覧 (2/2)

No.	区分	名称	所在地	No.	区分	名称	所在地
1	中学校	西中学校	鶴ヶ島市下新田 266	7	高等学校	山村国際高等学校	坂戸市千代田 1-2-23
2		鶴ヶ島中学校	鶴ヶ島市脚折 1868	8		筑波大学附属 坂戸高等学校	坂戸市千代田 1-24-1
3		藤中学校	鶴ヶ島市藤金 272-1	9		坂戸西高等学校	坂戸市四日市場 101
4		南中学校	鶴ヶ島市南町 1-27-1	10		日高高等学校	日高市旭ヶ丘 806
5		富士見中学校	鶴ヶ島市富士見 2-36-1	11		埼玉平成高等学校	毛呂山町市場 333-1
6		霞ヶ関西中学校	川越市笠幡 3464-3	1		短期 大学	武蔵野短期大学
7		秀明中学校	川越市笠幡 4792	2	城西短期大学		坂戸市けやき台 1-1
8		霞ヶ関中学校	川越市笠幡 72	3	埼玉女子短期大学		日高市女影 1616
9		名細中学校	川越市小堤 14	1	大学	東洋大学 (川越キャンパス)	川越市鯨井 2100
10		川越西中学校	川越市川鶴 1-1	2		東京国際大学 (第1キャンパス)	川越市的場北 1-13-1
11		霞ヶ関東中学校	川越市的場 2706	3		東京国際大学 (第2キャンパス)	川越市的場 2509
12		大東西中学校	川越市藤倉 1-1-1	4		武蔵野学院大学	狭山市広瀬台 3-26-1
13		柏原中学校	狭山市柏原 2520-11	5		西武文理大学	狭山市柏原新田 311-1
14		西武学園文理中学校	狭山市柏原新田 311-1	6		城西大学	坂戸市けやき台 1-1
15		若宮中学校	坂戸市成願寺 327-2	7		明海大学	坂戸市けやき台 1-1
16		坂戸中学校	坂戸市千代田 1-3-1	8		女子栄養大学	坂戸市千代田 3-9-21
17		千代田中学校	坂戸市千代田 4-3-1	9		日本医療科学大学	毛呂山町下川原 1276
18		桜中学校	坂戸市泉町 3-25-8	10		埼玉医科大学 (川角キャンパス)	毛呂山町川角 981
19		浅羽野中学校	坂戸市浅羽 753-1	1	専修 学校	国際情報経済専門学校	川越市的場 2797-30
20		城山中学校	坂戸市多和目 788	2		坂戸鶴ヶ島医師会立 看護専門学校	坂戸市石井 2326-16
21		住吉中学校	坂戸市塚越 114-1	3		日本グローバル専門学校	坂戸市本町 2-9
22		高麗川中学校	日高市原宿 49	1	特別 支援 学校	特別支援学校 塙保己一学園	川越市笠幡 85-1
23		高萩中学校	日高市高萩 792-1	2		特別支援学校 坂戸ろう学園	坂戸市鎌倉町 14-1
24		高萩北中学校	日高市旭ヶ丘 181-1	3		日高特別支援学校	日高市高富 59-1
25		高根中学校	日高市女影 1180	4		毛呂山特別支援学校	毛呂山町川角 1024-1
26		埼玉平成中学校	毛呂山町下川原 375				
27		川角中学校	毛呂山町川角 264				
1	高等 学校	鶴ヶ島清風高等学校	鶴ヶ島市高倉 946-1				
2		川越西高等学校	川越市笠幡 2488-1				
3		秀明高等学校	川越市笠幡 4792				
4		霞ヶ関高等学校	川越市的場 2797-24				
5		西武学園文理高等学校	狭山市柏原新田 311-1				
6		狭山清陵高等学校	狭山市奥富 34-3				

出典：「鶴ヶ島市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「川越市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「狭山市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「坂戸市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「日高市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「飯能市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「毛呂山町ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「鳩山町ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）

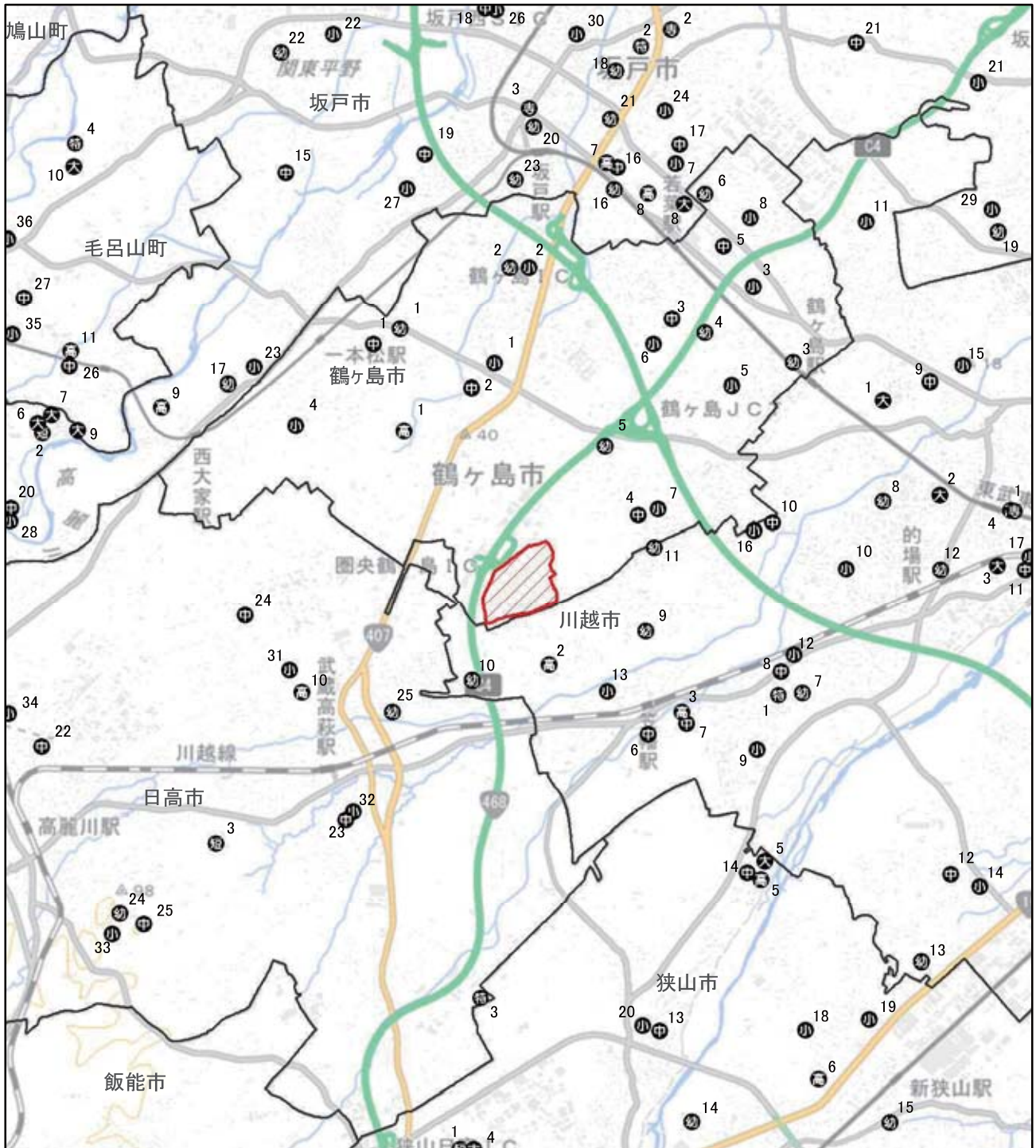


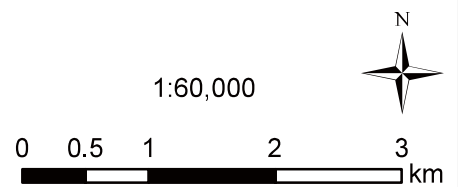
図3.1-15 学校等位置図

凡例

- 幼稚園   ● 高等学校   ● 専修学校
- 小学校   ● 短期大学   ● 特別支援学校
- 中学校   ● 大学

対象事業実施区域

出典:「埼玉県ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
「鶴ヶ島市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
「川越市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
「狭山市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
「坂戸市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
「日高市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
「飯能市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
「毛呂山町ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
「鳩山町ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)



## 2) 病院の状況

調査対象範囲に位置する病院を表 3.1-13 に、その位置を図 3.1-16 に示す。

対象事業実施区域に隣接する病院はないが、対象事業実施区域の南西側約 1.5km に至仁会日高日生病院、西側約 1.5km に積仁会旭ヶ丘病院、南東側約 1.5km に誠弘会池袋病院がある。

表 3.1-13 病院の一覧

No.	名 称	所在地
1	医療法人菊一会 鶴ヶ島池ノ台病院	鶴ヶ島市脚折 1440-2
2	社会医療法人 関越病院	鶴ヶ島市脚折 145-1
3	医療法人真正会 霞ヶ関南病院	川越市安比奈新田 283-1
4	医療法人社団誠弘会 池袋病院	川越市笠幡 3724-6
5	医療法人高友会 笠幡病院	川越市笠幡 4955-1
6	医療法人三信会 岸病院	川越市上戸 101
7	医療法人 武蔵野総合病院	川越市大袋新田 977-9
8	医療法人社団清心会 至聖病院	狭山市下奥富 1221
9	医療法人社団青葉会 狭山神経内科病院	狭山市加佐志 65
10	明海大学歯学部付属明海大学病院	坂戸市けやき台 1-1
11	医療法人社団敬悠会 菅野病院	坂戸市関間 1-1-17
12	医療法人若葉会 若葉病院	坂戸市戸宮 609
13	社会医療法人刀仁会 坂戸中央病院	坂戸市南町 30-8
14	医療法人社団マウナケア会 清水病院	坂戸市日の出町 1-8
15	社会医療法人至仁会 日高日生病院	日高市高萩 1619
16	医療法人積仁会 旭ヶ丘病院	日高市森戸新田 99-1

出典：「埼玉県病院・救急診療所名簿（平成 28 年 8 月 1 日現在）」（埼玉県）

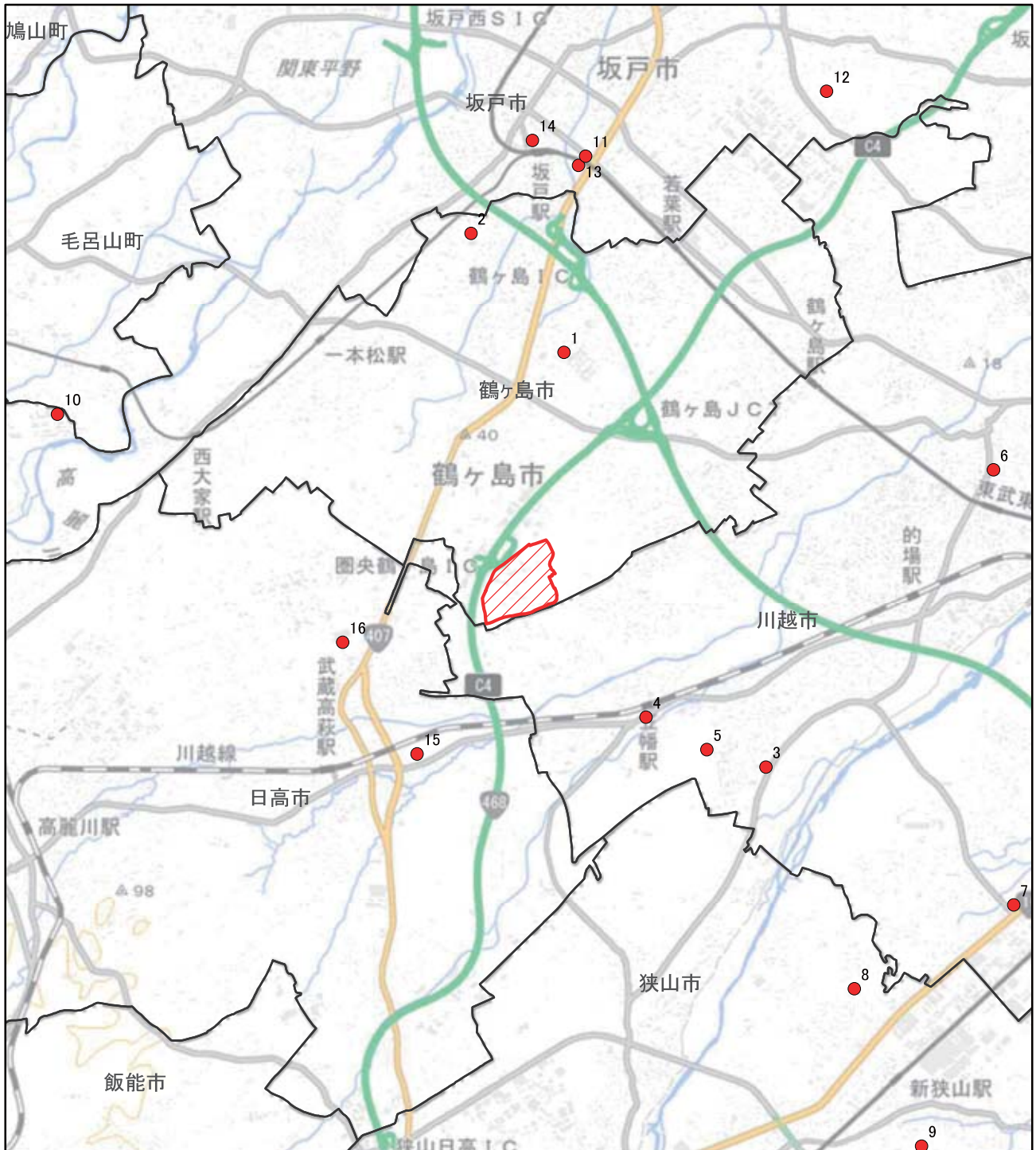



図3.1-16 病院位置図

凡例

● 病院

 対象事業実施区域

1:60,000



出典:「埼玉県病院・救急診療所名簿(平成28年8月1日現在)」(埼玉県)より作成

### 3) 社会福祉施設の状況

調査対象範囲に位置する社会福祉施設を表 3.1-14 に、その位置を図 3.1-17 に示す。

対象事業実施区域に最も近い児童福祉施設は、対象事業実施区域の南約 500m の認定こども園のぞみ幼稚園である。

同様に、高齢者福祉施設は、対象事業実施区域の北西約 400m の清光苑である。

また、障害者福祉施設は、対象事業実施区域の北西約 500m の鶴ヶ島市立障害者生活介護施設である。

表 3.1-14(1) 社会福祉施設（児童福祉施設）の一覧（1/2）

No.	名 称	住 所	区 分
1	あたご保育園	鶴ヶ島市新町 4-9-3	保育所
2	いちご保育園	鶴ヶ島市脚折町 3-24-4	保育所
3	かこのこ保育園	鶴ヶ島市五味ヶ谷 179-1	保育所
4	さかえ保育園	鶴ヶ島市藤金 106-1	保育所
5	ちびっこランドわかば園	鶴ヶ島市脚折 1377-76	家庭保育室
6	はちの巣保育園	鶴ヶ島市藤金 848-36	保育所
7	ベビーかろーれ	鶴ヶ島市上広谷 426-4	一時預かり
8	メルヘン保育園	鶴ヶ島市脚折 136-1	家庭保育室
9	わかば保育ステーション	鶴ヶ島市藤金 845-1	一時預かり
10	菜の花保育園	鶴ヶ島市太田ヶ谷 142-2	保育所
11	笹久保さくら保育園	鶴ヶ島市下新田 532-1	保育所
12	第二はちの巣保育園	鶴ヶ島市太田ヶ谷 609-7	保育所
13	鶴ヶ島みどり保育園	鶴ヶ島市上広谷 537-1	保育所
14	鶴ヶ島市脚折児童館	鶴ヶ島市脚折 2171-1	児童館
15	鶴ヶ島市上広谷児童館	鶴ヶ島市上広谷 651-3	児童館
16	鶴ヶ島市西児童館	鶴ヶ島市新町 4-17-8	児童館
17	鶴ヶ島市大橋児童館	鶴ヶ島市太田ヶ谷 883	児童館
18	鶴ヶ島東部保育所	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 306-2	保育所
19	鶴ヶ島保育所	鶴ヶ島市脚折 1922-23	保育所
20	認定こども園つるがしま白百合幼稚園	鶴ヶ島市下新田 388	認定こども園
21	病児保育室トゥインクル	鶴ヶ島市五味ヶ谷 230-7	病児保育
22	富士見保育所	鶴ヶ島市富士見 4-26-1	保育所
23	かすみ保育園	川越市霞ヶ関東 2-9-2	家庭保育室
24	さくらんぼ第二保育園	川越市笠幡 237-6	私立保育園
25	ともいき保育園	川越市笠幡 1645-125	私立保育園
26	ハートランドともいき	川越市大字笠幡 1645-125	病後児保育室
27	バンビ保育園	川越市吉田 1029	私立保育園
28	ひかりの子認定こども園	川越市藤倉 2-15-16	認定こども園
29	マーガレット保育園	川越市天沼新田 54-6	私立保育園
30	マーガレット保育園いなほ分園	川越市小堤 900-7	私立保育園
31	まきば保育園	川越市大袋 732	私立保育園
32	むさしの保育園	川越市的場 420-1	私立保育園
33	ヤクルト保育園川越西もぐもぐ保育ルーム	川越市笠幡 79-110	認可外保育施設
34	りりーべる保育室	川越市吉田 616-89	認可外保育施設
35	英会話の家庭保育室リトルオズ	川越市霞ヶ関東 1-25-13	認可外保育施設
36	下田保育園	川越市的場北 2-12-8	私立保育園
37	霞ヶ関駅前保育園	川越市霞ヶ関東 2-9-2	家庭保育室
38	霞ヶ関第二保育園	川越市かすみ野 2-10-1	公立保育園
39	霞ヶ関保育園	川越市笠幡 4036-4	公立保育園
40	笠幡菜の花保育園	川越市笠幡 731-1	私立保育園
41	埼玉育児院	川越市笠幡 4904	児童養護施設
42	子育て支援センターリリー	川越市上戸 258-1	認可外保育施設
43	上戸保育園	川越市上戸 277-21	小規模保育事業所 A 型

表 3.1-14(2) 社会福祉施設（児童福祉施設）の一覧（2/2）

No.	名 称	住 所	区 分
44	川越ベビーホーム	川越市天沼新田 269-1	小規模保育事業所 B 型
45	川越古民家こども園	川越市的場 1-25-6	認可外保育施設
46	川鶴保育園	川越市川鶴 2-12-2	公立保育園
47	認定こども園のぞみ幼稚園	川越市笠幡 2764-1	認定こども園
48	名細第二保育園	川越市小堤 662-1	公立保育園
49	名細保育園	川越市鯨井 1590-1	公立保育園
50	けやき認定こども園	狭山市上奥富 1038-1	認定こども園
51	こひつじ保育園	狭山市下奥富 889-5	民間保育園
52	ソフィアキンダーガーデン	狭山市新狭山 2-19-35	地域型保育事業所
53	英語保育エイゴット	狭山市柏原 2787	認可外保育施設
54	子育てプレイス奥富	狭山市下奥富 1100	子育てプレイス
55	子育てプレイス新狭山	狭山市新狭山 2-6-45	子育てプレイス
56	小山台保育園	狭山市柏原 1238-3	民間保育園
57	新狭山保育所	狭山市東三ツ木 300-1	公立保育所
58	青柳保育園	狭山市青柳 317-3	民間保育園
59	柏原保育所	狭山市柏原 1141	公立保育所
60	あさば保育園	坂戸市大字浅羽 1489	私立保育園
61	アスクわかば保育園	坂戸市千代田 3-21-23	私立保育園
62	こひつじ園	坂戸市緑町 17-8	小規模保育施設
63	さつき保育園	坂戸市大字新堀 271-1	私立保育園
64	チャイルドケアセンター坂戸	坂戸市八幡 1-3-46	私立保育園
65	つばみ保育園	坂戸市新堀 278-1	小規模保育施設
66	のびのび保育室	坂戸市千代田 1-1-30	小規模保育施設
67	ラパン保育園 (KIDS PLAY PARK)	坂戸市元町 22-39	認定こども園
68	レイモンド坂戸保育園	坂戸市善能寺 43-15	私立保育園
69	坂戸市立三芳野児童センター	坂戸市紺屋 150-5	児童館
70	坂戸市立千代田児童センター	坂戸市千代田 4-12-17	児童館
71	坂戸市立大家児童センター	坂戸市厚川 238-1	児童館
72	坂戸保育園	坂戸市元町 21-13	公立保育園
73	坂戸保育園内子育て支援センター	坂戸市元町 21-13	一時保育実施施設
74	子どもの夢保育園南口ハウス	坂戸市南町 13-18	小規模保育施設
75	子どもの夢保育園北口ハウス	坂戸市日の出町 1-27	小規模保育施設
76	千代田保育園	坂戸市千代田 4-13-1	公立保育園
77	東坂戸保育園	坂戸市東坂戸 2-7	公立保育園
78	保育所ちびっこランド坂戸千代田園	坂戸市千代田 3-8-11	小規模保育施設
79	あいの実	日高市高麗川 1-5-28	児童養護施設
80	あさひ保育園	日高市森戸新田 99-4	保育所
81	キッズあさひ	日高市森戸新田 99-11	小規模保育事業施設
82	ひまわりのおうち	日高市鹿山 240-15	家庭的保育事業施設
83	開栄保育園	日高市旭ヶ丘 720-4	保育所
84	晃伸保育園	日高市中鹿山 359	保育所
85	高根保育所	日高市下鹿山 490-1	保育所
86	高萩保育園	日高市高萩 1136-2	保育所

出典：「埼玉県ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「鶴ヶ島市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「川越市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「狭山市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「坂戸市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「日高市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「飯能市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「毛呂山町ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「鳩山町ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）

表 3.1-14(3) 社会福祉施設（高齢者福祉施設）の一覧（1/3）

No.	名 称	住 所
1	ふるさとホーム鶴ヶ島	鶴ヶ島市脚折字池の台 1441-12
2	鶴ヶ島市地域包括支援センターかんえつ	鶴ヶ島市大字脚折 145-1 関越病院南館 1F
3	鶴ヶ島ケアホーム	鶴ヶ島市脚折 1877
4	まごころの家＊あゆみ脚折	鶴ヶ島市脚折町 2-28-2
5	有料老人ホームサニーライフ鶴ヶ島	鶴ヶ島市脚折町 4-9-11
6	さわやか脚折町リハビリデイサービス	鶴ヶ島市脚折町 5-21-2
7	SOMPO ケアラヴィーレ鶴ヶ島	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷 111-1
8	鶴ヶ島ほほえみの郷	鶴ヶ島市大字高倉 1059-1
9	三里デイサービス	鶴ヶ島市高倉 1071-46
10	鶴ヶ島市地域包括支援センターいきいき	鶴ヶ島市大字三ツ木 16-1
11	ふるさとホーム鶴ヶ島三ツ木	鶴ヶ島市三ツ木 353-2
12	清光苑	鶴ヶ島市三ツ木 855-1
13	愛の家グループホーム鶴ヶ島三ツ木	鶴ヶ島市三ツ木 923-20
14	イリーゼ鶴ヶ島	鶴ヶ島市松ヶ丘 3-23-2 他
15	鶴ヶ島市地域包括支援センターぺんぎん	鶴ヶ島市大字上広谷 5-1 大畑マンション 1F
16	あったかホーム鶴ヶ島	鶴ヶ島市上広谷 539-1
17	みどりの風鶴ヶ島	鶴ヶ島市大字上広谷 543-1
18	きらめきリハビリデイサービス鶴ヶ島	鶴ヶ島市上広谷 5-5
19	鶴ヶ島ナーシングホーム	鶴ヶ島市大字上広谷字北精進 60-13
20	グループホーム鶴ヶ島	鶴ヶ島市上広谷 652-2
21	はるかぜリハ・スポーツ館	鶴ヶ島市上広谷 722-11
22	若葉ナーシングホーム	鶴ヶ島市上広谷 793-10
23	グループホーム暖家鶴ヶ島	鶴ヶ島市新町 1-19-8
24	さわやか新町リハビリデイサービス	鶴ヶ島市新町 1-7-1
25	リハビリデイサービスしんまち	鶴ヶ島市新町 2-23-20 ソレイユ 2 号室
26	デイサービス Blue	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 12-7 ウイステリアコーポラス 101 号室
27	デイサービス YuMeCa 鶴ヶ島	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 23-1
28	まごころの家＊あゆみ藤金	鶴ヶ島市藤金 226-6
29	グランステージ若葉	鶴ヶ島市富士見 4-2-16
30	デイサービス CoCoRo 鶴ヶ島	鶴ヶ島市富士見 5-9-5
31	医療法人真正会定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所コール/川越市地域包括支援センターかすみ	川越市かすみ野 1-1-5
32	だんらの家かすみ野	川越市かすみ野 3-19-3
33	真寿会グループホーム/デイサービス「アダーズあいな」	川越市安比奈新田 278-2
34	真寿園	川越市安比奈新田 292-1
35	川越ケアセンター	川越市下広谷 527-1
36	霞北デイサービスセンター	川越市霞ヶ関北 2-1-11
37	川越市老人福祉センター西後楽会館	川越市笠幡 3574
38	やまぶき荘	川越市笠幡 3590-2
39	しゃくなげ苑	川越市吉田 1100-2
40	グループホームみなみかぜ/介護老人福祉施設みなみかぜ・燦	川越市吉田 203-3
41	みなみかぜ/デイサービスみなみかぜ /川越市地域包括支援センターみなみかぜ	川越市吉田 204-2
42	グループホームソラスト川越	川越市鯨井 1136-1
43	UR 倶楽部 (URCLOVE) 川越かわつる	川越市川鶴 2-11-1 川鶴ショッピングプラザ B 棟 9 号室



表 3.1-14(4) 社会福祉施設（高齢者福祉施設）の一覧（2/3）

No.	名 称	住 所
44	真寿会デイサービスセンター川鶴	川越市川鶴 3-4-10
45	八瀬の里	川越市大字増形 164
46	小規模多機能こもれび	川越市市場 2098-22
47	みつわデイサービス	川越市市場 2109-5
48	リフレこもれび	川越市市場 2101-11
49	デイサービスだいね霞ヶ関	川越市市場 2221-5
50	デイサービスセンターきずな川越市市場	川越市市場 2-23-10
51	ミモザ川越	川越市市場 2464-2
52	ミモザ川越やまぶき苑	川越市市場 2466-16
53	愛の家グループホーム川越的場	川越市市場新町 19-5
54	誠和クリニックケアセンター	川越市天沼新田 205-5
55	医療法人西部診療所デイサービス井戸端/プライムケア川越	川越市天沼新田 307-1
56	雅乃湯あから	狭山市下奥富 644
57	かがやき	狭山市下奥富 688-1
58	トータルケアサービスいずな	狭山市下奥富 737-1
59	さくら/デイサービスセンターさくら	狭山市加佐志 104
60	デイホームふあみりあ	狭山市狭山 23-17
61	あったかホーム狭山	狭山市上奥富 832-1
62	SOMPO ケアラヴィーレ狭山	狭山市新狭山 2-2-7
63	狭山市堀兼・奥富・新狭山地域包括支援センター	狭山市新狭山 2-8-22
64	一般財団法人国際博愛協会附属狭山博愛	狭山市青柳字東丸山 257-1
65	家族倶楽部	狭山市大字東三ツ木 222-1
66	ホームステーションらいふ新狭山	狭山市大字東三ツ木 351-15
67	つつじの園/つつじの園新館	狭山市柏原 1185-6
68	グループホームかおる狭山	狭山市柏原 178-3
69	デイサービスちやのみの家	狭山市柏原 2230-1
70	狭山市立老人福祉センター宝荘	狭山市柏原 612
71	柏苑	狭山市柏原 714
72	さやま苑	狭山市柏原 758-4
73	プラチナ・デイサービス埼玉坂戸	坂戸市元町 65 番 6
74	グループホーム暖家坂戸	坂戸市関間 4-11-14
75	坂戸西グループホームそよ風	坂戸市大字戸口字道々 559-2
76	あったかホーム	坂戸市厚川 185
77	坂戸市地域包括支援センター若葉	坂戸市大字紺屋 403
78	デイサービスセンター絆	坂戸市山田町 4-26
79	坂戸地域福祉事業所いきいき	坂戸市小山 13-3
80	シャローム・ガーデン坂戸 /シャローム地域包括支援センター	坂戸市新堀 1-1
81	シャローム・グループホーム	坂戸市新堀 5-1
82	さかどロイヤルの園	坂戸市大字森戸 739-1
83	デイサービス悠々	坂戸市石井 2333-11
84	SOMPO ケアラヴィーレ坂戸	坂戸市大字石井 2764-1
85	坂戸市地域包括支援センター	坂戸市千代田 1-1-1
86	やまぶきの郷	坂戸市多和目 330
87	デイサービスあしたば	坂戸市多和目 865-2

表 3.1-14(5) 社会福祉施設（高齢者福祉施設）の一覧（3/3）

No.	名 称	住 所
88	デイサービスこころ	坂戸市中小坂 551-11
89	坂戸東グループホームそよ風	坂戸市中小坂 781-4
90	デイサービスアップル坂戸	坂戸市中小坂 783-5
91	楽楽デイサービスセンター	坂戸市塚越 1115-1
92	だんらんの家坂戸	坂戸市鶴舞 2-22-21
93	さわやか南町リハビリデイサービス	坂戸市南町 24-5-101
94	有料老人ホームサニーライフ坂戸	坂戸市日の出町 16-34 他
95	リハビリテーションアール	坂戸市日の出町 5-12
96	守屋医院老人デイサービスのぞみ	坂戸市日の出町 7-29
97	デイサービスはばたき	坂戸市八幡 1-2-19-101
98	はつらつ	坂戸市本町 2-13
99	坂戸市地域包括支援センターしんまち	坂戸市緑町 11-15 三上ビル 1F
100	ニチイケアセンター坂戸緑町	坂戸市緑町 11-9 他
101	グループホーム『日高苑』	日高市旭ヶ丘字梅の台 299-3
102	グループホームたかはぎ	日高市高萩 102-1
103	ふるさとホーム日高	日高市高萩 1125-2, 1126-4, 1152-1, 1152-7, 1126-1
104	高萩リハビリデイサービス	日高市高萩 1141-1
105	デイサービスセンター雅/日高市高萩地域包括支援センター	日高市高萩 1728-5
106	エルスリーさいたま日高 /通所介護事業所エルスリーさいたま日高	日高市高萩 2353-1
107	鹿山ヴィレッジさくら	日高市鹿山 389-1
108	いろどりの里日高	日高市女影 454-4
109	茶話本舗デイサービスひまわりの家日高	日高市大字上鹿山字宮ノ後 152-5
110	あさひヶ丘	日高市大字森戸新田 99-1
111	清雅園	日高市森戸新田 99-2
112	ケアセンター桜	日高市大谷沢 658-13
113	にこやか倶楽部中鹿山	日高市中鹿山 133-1
114	ななふく苑	毛呂山町大字西大久保 766-1
115	ふるさとホーム毛呂山	毛呂山町大字西大久保 879
116	グループホームけいあい川角	毛呂山町川角 504-1
117	グループホーム花みずき	鳩山町今宿 146-1

出典：「埼玉県ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「鶴ヶ島市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「川越市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「狭山市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「坂戸市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「日高市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「飯能市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「毛呂山町ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「鳩山町ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）

表 3.1-14(6) 社会福祉施設（障害者福祉施設）の一覧（1/4）

No.	名 称	住 所
1	NPO サポートネットはぐくみ	鶴ヶ島市五味ヶ谷 257-7
2	officeHIRUGAO	鶴ヶ島市脚折字三角 1497-23
3	カウベルの家	鶴ヶ島市下新田 129-7
4	かっちゃんの作業所	鶴ヶ島市三ツ木 342-11
5	グループホーム「ひまわりの家」 /デイ・キッズのんのん/ケアサポートのんのん	鶴ヶ島市新町 4-4-14
6	グローイングハートわかば	鶴ヶ島市富士見 1-10-9 栄和ビル 1F
7	ケアサポート 24 若葉	鶴ヶ島市富士見 4-2-16
8	ステップ	鶴ヶ島市藤金 167-1
9	すまいるはうす	鶴ヶ島市脚折 1-1-1
10	つつじホーム	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 405-1
11	てくてく	鶴ヶ島市五味ヶ谷字立堀 202-2
12	トータルファミリーサポートあゆみ	鶴ヶ島市上広谷 662-8
13	ニチイケアセンター鶴ヶ島	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 2-7K&Y ビル 2F
14	ハッピーテラス鶴ヶ島	鶴ヶ島市松ヶ丘 2-9-33 藤プラザ 106 号室
15	はまや鶴ヶ島作業所	鶴ヶ島市脚折町 6-25-10
16	パン工房カウベル	鶴ヶ島市三ツ木 352-2
17	フィルケア鶴ヶ島	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 75-8 渋谷マンション B 号室
18	ベストフレンド鶴ヶ島	鶴ヶ島市松ヶ丘 1-14-6
19	居宅介護事業所ファミーユ	鶴ヶ島市松ヶ丘 2-1-12 セジュール金子 103
20	障害児通所支援事業所あゆみ/あゆみ福祉会 /ありがとホーム	鶴ヶ島市藤金 685-1
21	多機能型事業所あゆみ	鶴ヶ島市藤金 682-1
22	第 2 カウベル	鶴ヶ島市脚折 1868-3
23	第三つつじホーム	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 1-10
24	第二つつじホーム	鶴ヶ島市脚折 5-10-21
25	鶴ヶ島ゆめの園	鶴ヶ島市上新田 256
26	鶴ヶ島ゆめの園ヘルパーステーション	鶴ヶ島市藤金 878-58
27	鶴ヶ島市立障害者生活介護施設	鶴ヶ島市三ツ木 935-1
28	訪問介護事業所ひまわり	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 37-4 ユアーズハイム 102
29	老人保健施設鶴ヶ島ケアホーム /ヘルパーステーションぺんぎん	鶴ヶ島市脚折 1877
30	オリオン	川越市吉田 175
31	クリード川越	川越市的場 422-3
32	ケアステーションぱれっと	川越市笠幡 32-3
33	ケアセンターさくら草	川越市笠幡 1707-8
34	こどもデイサービスこっこくらぶ	川越市かすみ野 1-1-4
35	さいたま太助	川越市的場 1993-7
36	サルース	川越市霞ヶ関東 1-2-23Kビル 1F
37	サポートステーションおんぶ	川越市天沼新田 347-3 サンズプリーム I 101 号室
38	じゅぴたー	川越市的場 422-5
39	ニチイケアセンター霞ヶ関	川越市的場 2218-4 ベルアート 202 号
40	ハートステーションともいき	川越市かすみ野 1-4-15

表 3.1-14(7) 社会福祉施設（障害者福祉施設）の一覧（2/4）

No.	名 称	住 所
41	ハートポートセンターともいき/児童デイサービスともいき /地域活動支援センターともいき	川越市笠幡 1646-17
42	はびねすくらぶ鶴ヶ島	川越市鯨井新田 45-2 グランヴィル 102 号室
43	フラミンゴカンパニー	川越市的場 2843-35
44	ホームケア みなみかぜ	川越市吉田 204-2
45	ほくほくハウス	川越市的場 2395-38
46	みらい介護倶楽部	川越市霞ヶ関北 4-14-20
47	やまぶきホーム	川越市天沼新田 194-4
48	医療法人 西部診療所 ホームヘルプサービス	川越市天沼新田 310-1
49	介護の森ホームヘルプサービス	川越市霞ヶ関北 2-2-14
50	笠幡介護サービス	川越市笠幡 85-17
51	障害者地域生活支援センターほがらか	川越市霞ヶ関北 4-22-26
52	川越いもの子作業所	川越市笠幡 1410
53	川越市職業センター	川越市笠幡 4033-2
54	第2 ほくほくハウス	川越市霞ヶ関北 4-19-12
55	第3 ほくほくハウス	川越市霞ヶ関北 2-30-12
56	第4 ほくほくハウス	川越市霞ヶ関東 1-16-11
57	第5 ほくほくハウス	川越市的場新町 2-14
58	第6 ほくほくハウス	川越市鯨井 1541-17
59	第二川越ゆめの園	川越市天沼新田 161-5
60	訪問介護オルゴール	川越市笠幡 2503-6
61	訪問介護事業所 こころ	川越市的場北 2-4-1
62	あさひ介護・移動支援センター	狭山市東三ツ木 7-3
63	キッズサポートばれっと	狭山市新狭山 2-15-7 高橋ビル 2F
64	さやま大樹作業所	狭山市狭山 47-28
65	医療法人社団清心会至聖ホームヘルプステーション	狭山市大字下奥富 688
66	居宅介護ちゃのみ	狭山市新狭山 2-6-59
67	狭山市立青い実学園	狭山市柏原 758-1
68	合同会社ライズ	狭山市新狭山 2-14-2-612
69	桜	狭山市上広瀬 1-5-17
70	桜並木まふ	狭山市柏原 4237
71	児童発達支援センターあんず	狭山市東三ツ木字大沢 223-26
72	多機能型支援施設はばたき	狭山市新狭山 3-8-5
73	大樹の家/大樹の家デイサービスセンター /大樹の家ヘルプステーション/グループホームさやま大樹	狭山市狭山 47-29
74	地域活動支援センターあいろこいろ	狭山市新狭山 2-9-11
75	地域活動支援センターショップみちくさ	狭山市東三ツ木 275-3
76	木蓮	狭山市柏原 3405-214
77	蓮	狭山市柏原 3405-144
78	アースサポート坂戸	坂戸市仲町 9-8
79	あいわ訪問介護ステーションすずらん	坂戸市鎌倉町 3-18-102
80	あさがおハウス	坂戸市鶴舞 2-18-8

表 3.1-14(8) 社会福祉施設（障害者福祉施設）の一覧（3/4）

No.	名 称	住 所
81	ケアサポートゆうゆう	坂戸市石井 2812-2-102
82	こすもすの家	坂戸市関間 4-3-24-2
83	こすもす作業所	坂戸市東坂戸 2-9-105
84	こどもプラス坂戸教室	坂戸市柳町 1-1 日本眼鏡ビル 2F
85	ニチイケアセンター花みずき	坂戸市につきい花みず木 5-6-7 フィガロ 102 号
86	ニチイケアセンター坂戸	坂戸市日の出町 2-6 三櫻ビル 1F
87	パーソナル・サポートはなの樹	坂戸市柳町 44-17
88	ひるがおハウス	坂戸市中富町 59-7
89	ぼてと工房	坂戸市千代田 4-6-23
90	みのりの郷	坂戸市北峰大河原 8-7
91	れんげホーム	坂戸市泉町 3-21-18
92	愛らんど訪問介護	坂戸市千代田 2-6-78
93	坂戸地域福祉事業所いきいき	坂戸市小山 13-3
94	指定訪問介護事業所ケアビーぷる	坂戸市三光町 30-10
95	就労継続支援 A 型事業所ラボリ	坂戸市日の出町 6-24
96	多機能型事業所ラボリ	坂戸市薬師町 27-9
97	特定非営利活動法人ヒューマンサービスエンジョイ	坂戸市南町 30-3 ピアパンダ 103 号
98	放課後等デイサービス・児童発達支援ぼんて	坂戸市泉町 2-15-4
99	放課後等デイサービス・児童発達支援ぼんてなないろ	坂戸市伊豆の山町 2-7
100	訪問サポートセンターボス	坂戸市緑町 2-5 ベルクレスト 203
101	うらら	日高市鹿山 457-7
102	グループホームあゆみ	日高市高萩東 3-13-13
103	グループホームすみれ	日高市高萩 2119-3
104	グループホームつばさ	日高市鹿山字明婦 248-11
105	グループホームわかば	日高市原宿 353-1
106	グループホーム大地 A 棟/大地 B 棟	日高市大字上鹿山字前真土 235-32
107	けあビジョン日高	日高市高萩 1154-5 パルネットキタノ 102
108	さつき	日高市鹿山 472-2
109	サポートかえる	日高市鹿山 201-11
110	シャローム	日高市高麗川 1-5-28
111	なでしこ/なでしこ 103	日高市鹿山 199-1 メゾンスズキ 101、102 号
112	はつらつ作業所	日高市下大谷沢 91-5
113	パンジー	日高市原宿 373-18
114	ぶどうの実	日高市鹿山 315-6
115	わくわく 2 号館	日高市鹿山 428-3
116	むさしの日高作業所	日高市下大谷沢五反田 12-1
117	株式会社ふれあい広場ヘルパーステーションスマイル日高	日高市鹿山 237-3
118	障害児通所支援事業所にじいろ	日高市高麗川 1-1-23 タワーマンション TOSHI202
119	第 2 かわせみ	日高市原宿 174-29
120	放課後デイサービスよつきー	日高市高麗川 1-4-20

表 3.1-14(9) 社会福祉施設（障害者福祉施設）の一覧（4/4）

No.	名 称	住 所
121	野ばら	日高市原宿 346-1
122	野ばら（第2）	日高市原宿 353-4 コモンハラジユク 104号
123	野ばらの園	日高市鹿山 211-23
124	野ばらの園（第2）	日高市原宿 353-7 コーポアイト原宿 103号
125	友結会ふるさとけあ	日高市中鹿山 133-1
126	円野	飯能市川崎 458
127	太陽の丘	飯能市川崎 30-1
128	あいあい作業所	毛呂山町川角 449-1
129	あやの郷扶和～夢	毛呂山町大字川角 2196-10
130	けいあい訪問介護事業所	毛呂山町川角 504-1
131	ふれあいの里・どんぐり	毛呂山町西大久保 695-2
132	育心寮	毛呂山町市場 1057
133	光風寮	毛呂山町市場 1061-1
134	松山荘	毛呂山町市場 1103
135	第2光風寮	毛呂山町市場 1094-1
136	第3光風寮	毛呂山町市場 1107-1
137	報恩施設	毛呂山町市場 1076

出典：「埼玉県ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「鶴ヶ島市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「川越市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「狭山市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「坂戸市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「日高市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「飯能市ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「毛呂山町ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）  
「鳩山町ウェブサイト」より作成（平成30年2月5日調べ）

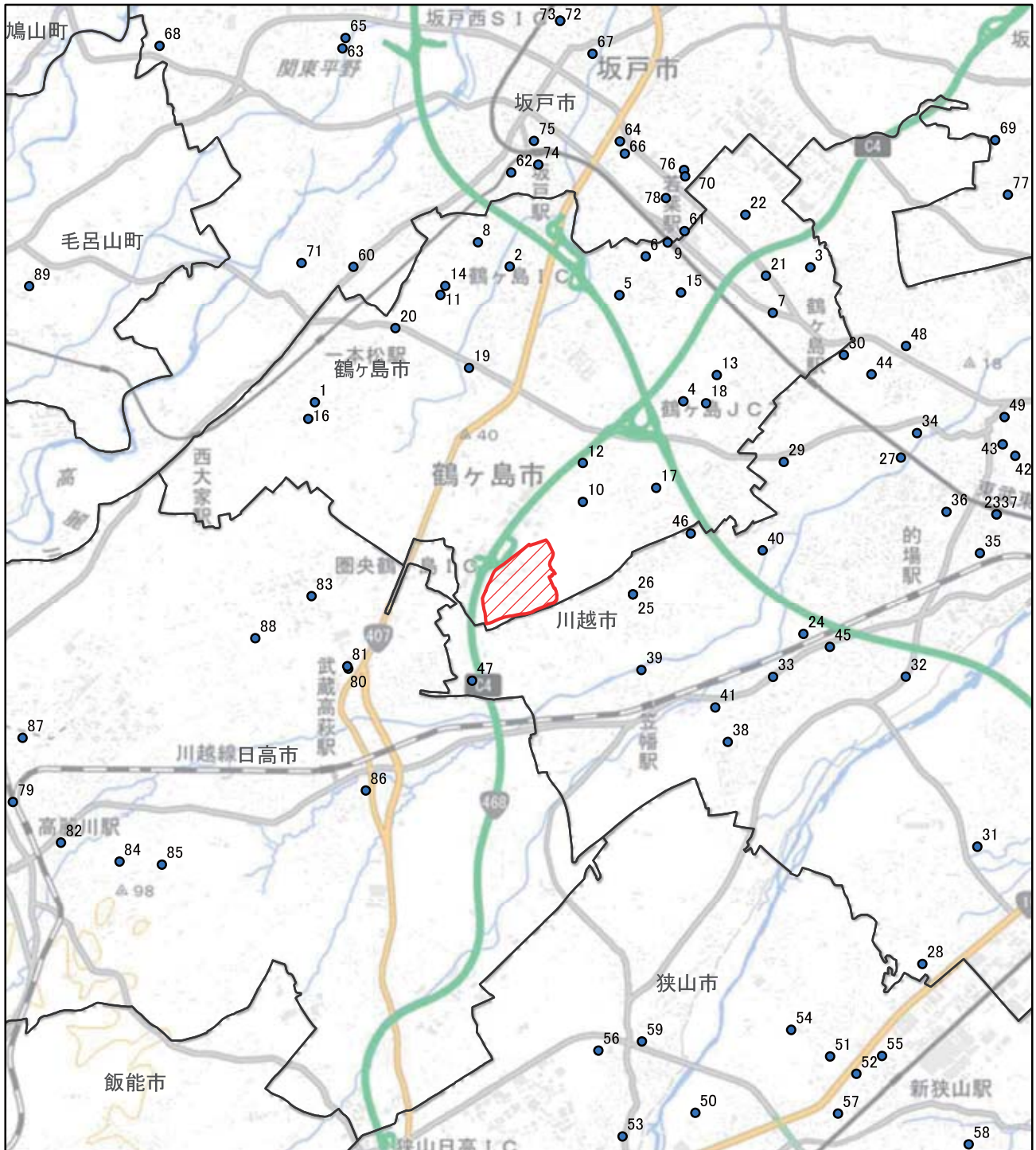



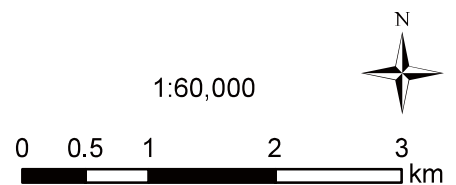
図3.1-17(1) 社会福祉施設(児童福祉施設)位置図

凡例

● 児童福祉施設

 対象事業実施区域

出典:「埼玉県ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「鶴ヶ島市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「川越市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「狭山市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「坂戸市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「日高市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「飯能市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「毛呂山町ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「鳩山町ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)



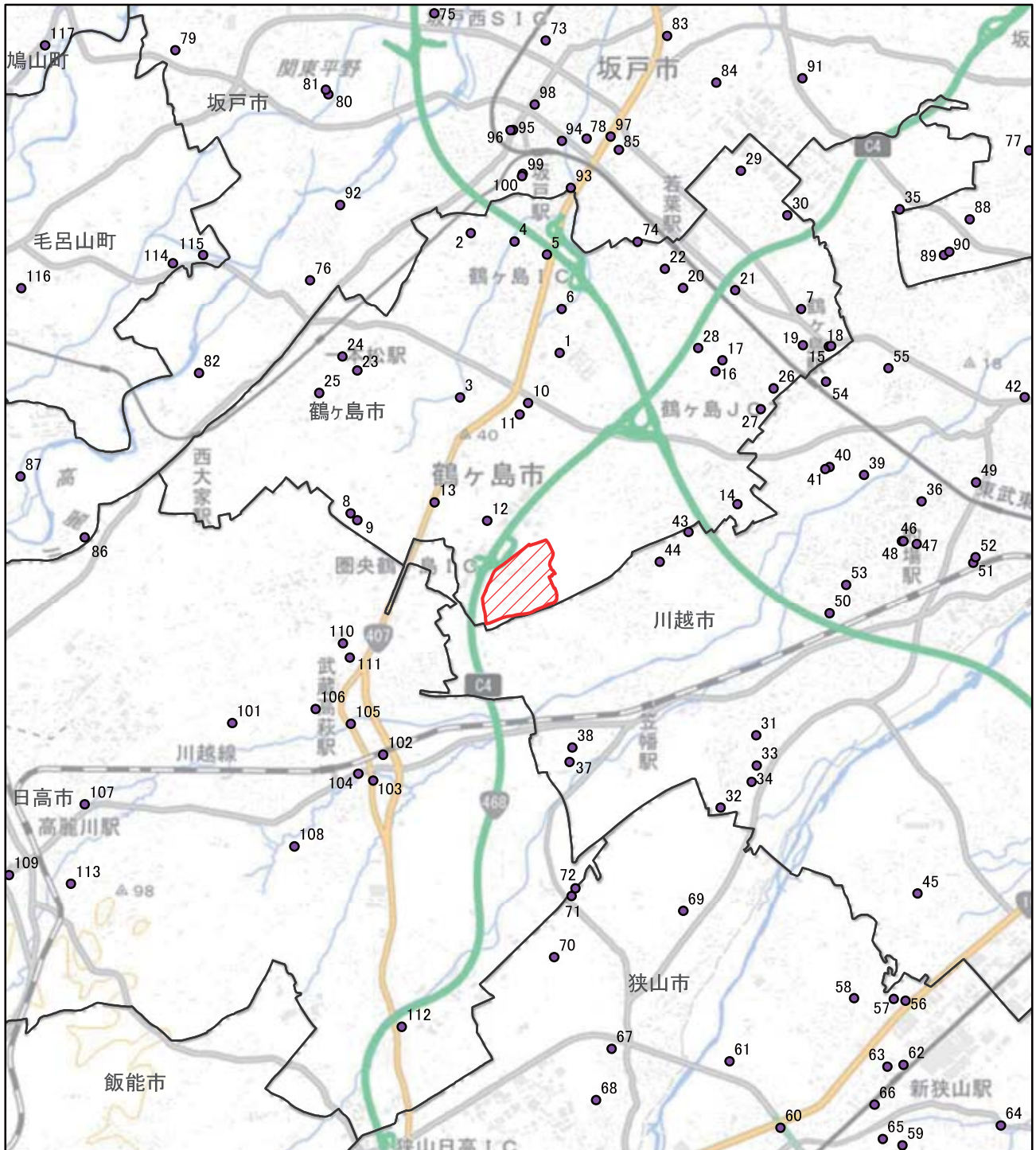



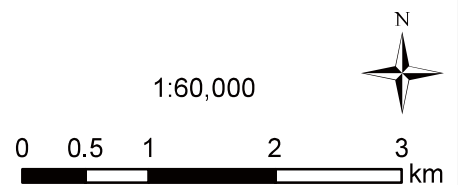
図3.1-17(2) 社会福祉施設(高齢者福祉施設)位置図

凡例

● 高齢者福祉施設

 対象事業実施区域

出典:「埼玉県ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「鶴ヶ島市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「川越市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「狭山市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「坂戸市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「日高市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「飯能市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「毛呂山町ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「鳩山町ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)





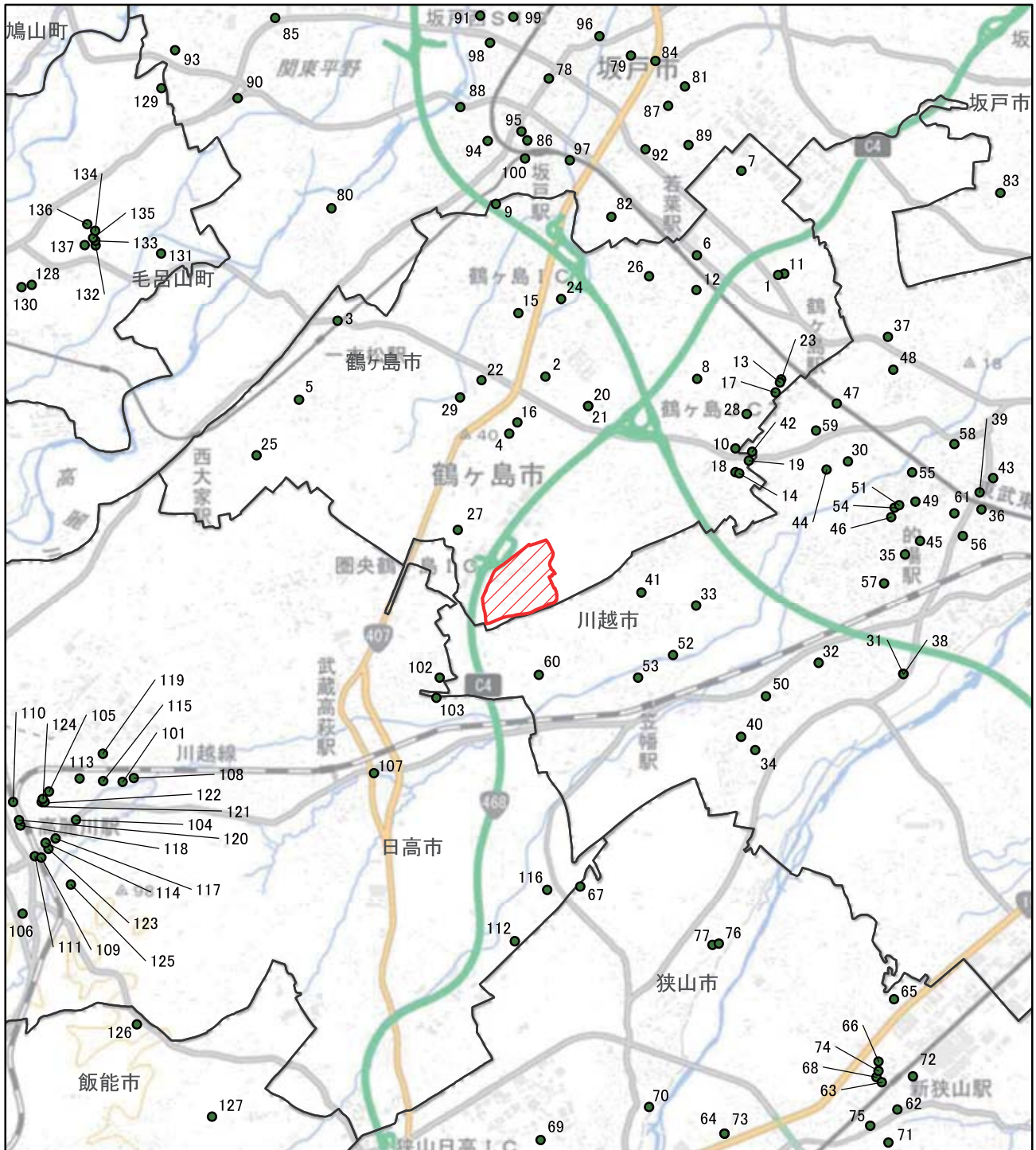



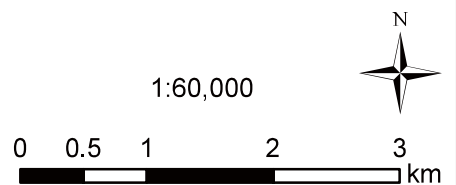
図3.1-17(3) 社会福祉施設(障害者福祉施設)位置図

凡例

- 障害者福祉施設

 対象事業実施区域

出典:「埼玉県ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「鶴ヶ島市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「川越市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「狭山市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「坂戸市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「日高市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「飯能市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「毛呂山町ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「鳩山町ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)



#### 4) 文化施設の状況

調査対象範囲に位置する文化施設を表 3.1-15 に、その位置を図 3.1-18 に示す。

対象事業実施区域に隣接する文化施設はないが、対象事業実施区域の北側約 1.2km に鶴ヶ島市立中央図書館がある。

表 3.1-15 文化施設の一覧

No.	区分	名称	所在地
1	博物館	毛呂山町歴史民俗資料館	毛呂山町大類 535
1	図書館	鶴ヶ島市立中央図書館	鶴ヶ島市高倉 1247-1
2		鶴ヶ島市立図書館東分室	鶴ヶ島市五味ヶ谷 202
3		鶴ヶ島市立図書館西分室	鶴ヶ島市新町 4-17-8
4		鶴ヶ島市立図書館南分室	鶴ヶ島市鶴ヶ丘 375-1
5		鶴ヶ島市立図書館北分室	鶴ヶ島市脚折 2171-1
6		鶴ヶ島市立図書館富士見分室	鶴ヶ島市富士見 5-11-1
7		鶴ヶ島市立図書館若葉駅前カウンター	鶴ヶ島市富士見 1-2-1
8		鶴ヶ島市立図書館大橋分室	鶴ヶ島市太田ヶ谷 883
9		川越市立図書館霞ヶ関南分室	川越市かすみ野 1-1-4
10		川越市立西図書館	川越市伊勢原町 5-1-1
11		坂戸市立中央図書館	坂戸市仲町 1-23
12		坂戸市立図書館大家分館	坂戸市大字森戸 445
13		日高市立図書館	日高市鹿山 370-20

出典：「鶴ヶ島市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「川越市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「狭山市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「坂戸市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「日高市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「飯能市ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「毛呂山町ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）  
「鳩山町ウェブサイト」より作成（平成 30 年 2 月 5 日調べ）

#### 5) 住宅の状況

調査対象範囲に分布する住宅地の位置を図 3.1-19 に示す。

調査対象範囲は、北側、東側にまとまった住宅地があり、西側には住宅が点在している。

なお、対象事業実施区域の周辺は、南側に住宅が隣接しているほか、北側、東側にも住宅が点在している。

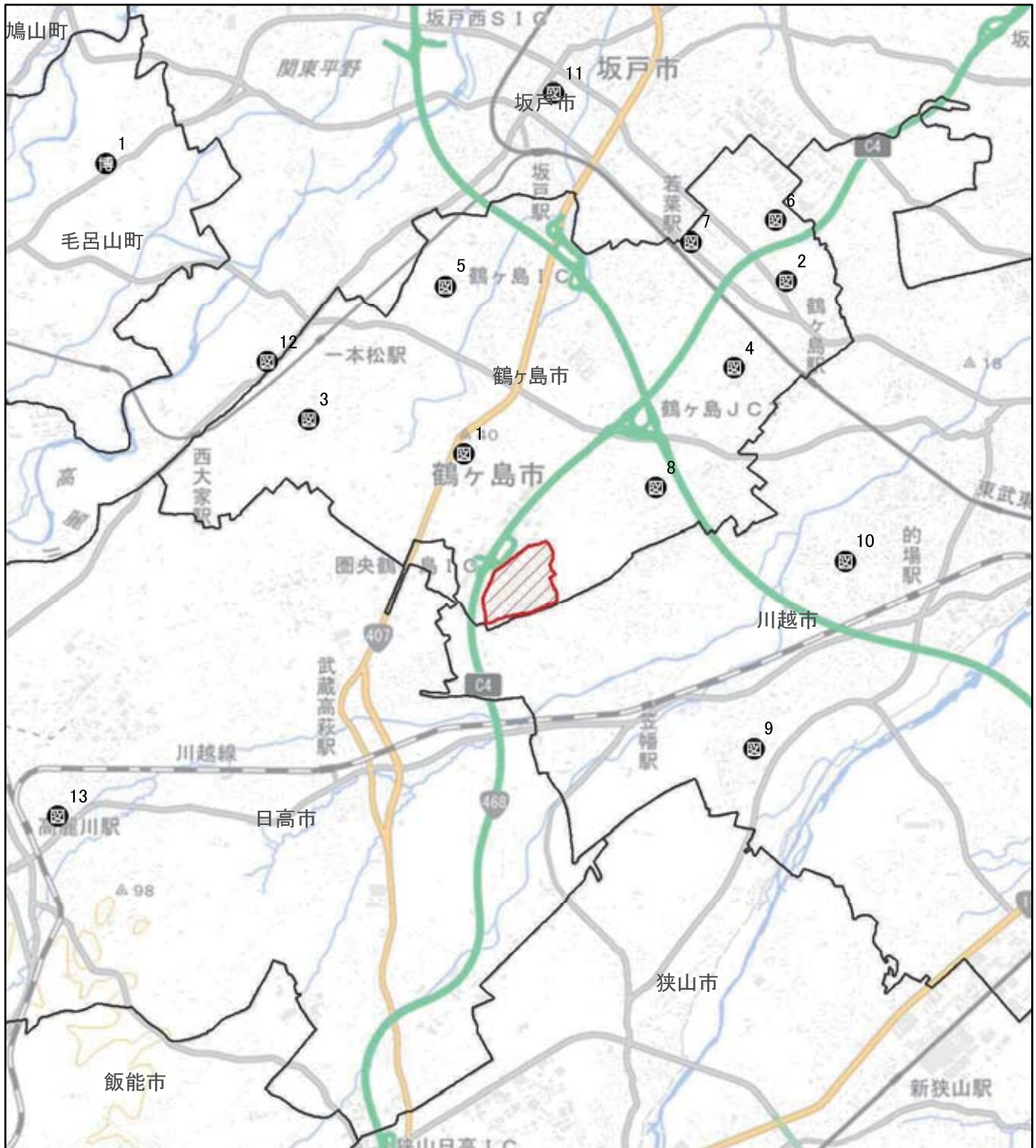



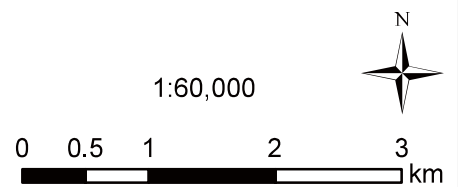
図3.1-18 文化施設位置図

凡例

- 博物館
- Ⓞ 図書館

 対象事業実施区域

出典:「鶴ヶ島市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「川越市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「狭山市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「坂戸市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「日高市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「飯能市ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「毛呂山町ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)  
 「鳩山町ウェブサイト」より作成(平成30年2月5日調べ)



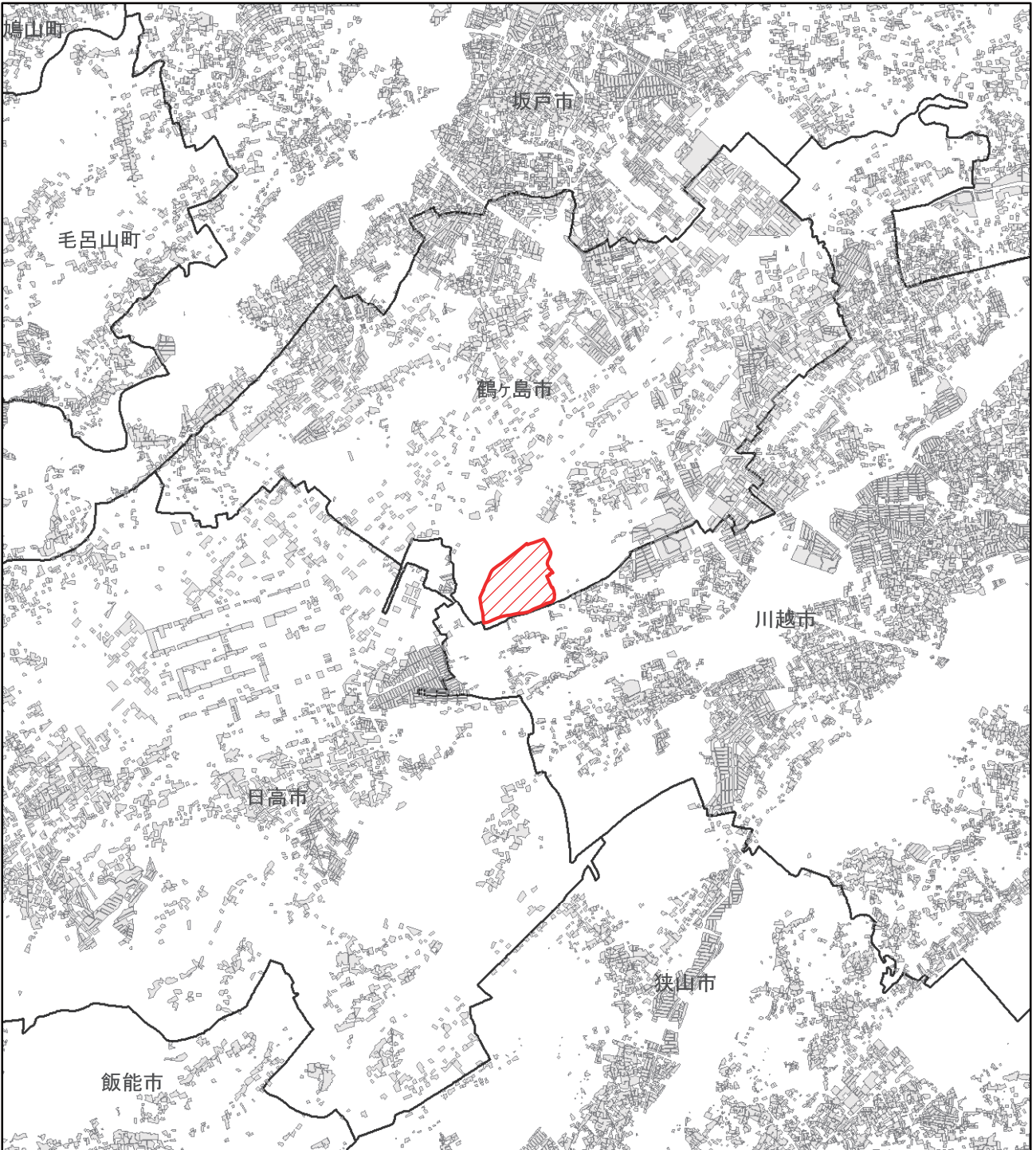
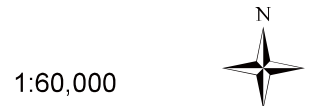


図3.1-19 住宅地位置図

凡例

住宅地

対象事業実施区域



1:60,000



出典：埼玉県「都市計画基礎調査GISデータ」をもとに編集・加工

### 3.1.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

#### 1) 下水道の整備状況

関係市における下水道の整備状況を表 3.1-16 に示す。

鶴ヶ島市の単独公共下水道の普及率は 76.8%である。また、鶴ヶ島市の一部は荒川右岸流域関連の下水道処理区に含まれており、この処理区の下水道普及率は 100%である。

表 3.1-16 下水道の整備状況（平成 27 年度）

市名	区分		行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
鶴ヶ島市	荒川右岸流域関連		7,580	7,580	100.0
	単独公共下水道		62,439	47,976	76.8
川越市	荒川右岸流域関連		349,710	298,196	85.3
	単独公共下水道	日高市へ流入	737	737	100.0
		坂戸、鶴ヶ島下水道組合へ流入	10	10	100.0
狭山市	荒川右岸流域関連		153,516	146,623	95.5
坂戸市	単独公共下水道		101,320	67,713	66.8
日高市	単独公共下水道（特定環境保全公共下水道含む）		56,852	33,455	58.8

出典：「平成 28 年 埼玉県統計年鑑」（平成 29 年 1 月、埼玉県総務部）

#### 2) し尿処理の状況

関係市におけるし尿の処理状況を表 3.1-17 に示す。

鶴ヶ島市の非水洗化人口は 799 人、浄化槽人口は 12,478 人であり、年間 10,488kL のし尿及び浄化槽汚泥を処理している。

表 3.1-17 し尿処理の状況

市名	汲み取り		浄化槽		処理量合計 (kL)
	非水洗化人口 (人)	し尿年間処理量 (kL)	浄化槽人口 (人)	汚泥年間処理量 (kL)	
鶴ヶ島市	799	978	12,478	9,510	10,488
川越市	2,554	3,237	55,511	31,828	35,092
狭山市	455	1,333	9,137	7,266	8,599
坂戸市	954	1,643	35,123	18,145	19,788
日高市	763	1,561	15,921	9,938	11,499

出典：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 27 年度実績）」（平成 29 年 5 月、埼玉県環境部）

### 3) ごみ処理の状況

鶴ヶ島市におけるごみ処理量の推移を表 3.1-18 に示す。

鶴ヶ島市のごみは、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町の廃棄物を共同処理するために設立された一部事務組合である埼玉西部環境保全組合の高倉クリーンセンター及び川角リサイクルプラザで処理されている。

平成 27 年度のごみ処理量は、生活系ごみが 16,421t、事業系ごみが 4,752t である。

ごみの総排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、横ばい傾向である。

表 3.1-18 ごみ処理量の推移（鶴ヶ島市）

項目	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人口	人	69,126	70,275	70,251	70,132	70,150
総排出量	t	21,423	21,725	21,706	21,651	21,585
生活系ごみ搬入量	t	16,916	16,951	16,936	16,576	16,421
事業系ごみ搬入量	t	4,042	4,362	4,339	4,634	4,752
集団回収量	t	465	412	431	441	412
1 人 1 日当たりのごみ排出量	g	847	847	847	846	841
再生利用量	t	3,547	3,833	3,655	3,605	3,400
再生利用率	%	16.6	17.5	16.8	16.7	15.8
最終処分量	t	2,028	2,061	2,053	2,074	2,146
1 人 1 日当たりの最終処分量	g	80	80	80	81	84

注) 平成 24 年度からは人口に外国人を含む。

出典：「一般廃棄物処理事業の概況/市町村別処理量の推移（平成 27 年度）」（埼玉県）

### 3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

#### 1) 大気汚染に係る法律、条例等

##### (1) 環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準を表 3.1-19 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3.1-20 に示す。

表 3.1-19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

出典：「大気の汚染に係る環境基準」（環境省ウェブサイト）

表 3.1-20 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（環境省ウェブサイト）

(2) 公害の防止に関する法律に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

① 硫黄酸化物の規制基準

埼玉県における硫黄酸化物に係るK値規制を図3.1-20に、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設の硫黄酸化物に係るK値規制の規制基準を表3.1-21に示す。

対象事業実施区域が位置する鶴ヶ島市と隣接する坂戸市、日高市は100号地域に該当する。また、対象事業実施区域の南側の川越市及び狭山市は26号地域に該当する。



出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成29年4月，埼玉県環境部）

図 3.1-20 硫黄酸化物に係るK値規制図

表 3.1-21 硫黄酸化物に係るK値の規制基準

大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例 (新設・既設の区別なし)
地域区分	一般排出基準	特別排出基準 (S49.4.1以降設置)	
27号地域	3.5	2.34	9.0
26号地域	9.0	—	14.5
28号地域	14.5	—	17.5
100号地域	17.5	—	17.5

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成29年4月，埼玉県環境部）



## ② ばいじんの排出基準

「大気汚染防止法」に基づくばい煙の排出基準について、一部抜粋したものを表 3.1-22 に示す。

表 3.1-22 ばいじんの排出基準（一部抜粋）

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準 酸素濃度 (O <sub>n</sub> %)	一般 排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	備考	
					一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	O <sub>n</sub> の扱い
ボイラー	ガス専焼ボイラー	4 以上	5	0.05	—	—
		4 未満		0.10	—	—
	液体専焼及び 液体・ガス混焼 ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1～4		0.25	—	—
		1 未満		0.30	—	当分の間 0s
	黒液燃焼ボイラー	20 以上	0s	0.15	既設は当分の間 0.20	—
		4～20		0.25	既設は当分の間 0.35	—
		4 未満		0.30		
	固体燃焼ボイラー (石炭を除く)	4 以上	6	0.30	—	当分の間 0s
		4 未満			既設は当分の間 0.40	
	その他ボイラー		(略)			
ガスタービン		—	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日 までに設置された施設 及び非常用施設は 当分の間適用を猶予 する。	—

注 1) 既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。

注 2) 標準酸素濃度の 0s とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

出典：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 29 年 4 月、埼玉県環境部）

### ③ 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準について、一部抜粋したものを表 3.1-23 に示す。

表 3.1-23 窒素酸化物の排出基準及び指導基準（一部抜粋）

ばい煙発生施設の種類		規模（最大排ガス量） （万 m <sup>3</sup> N/時）	標準酸素濃度 O <sub>n</sub> （%）	排出基準 （ppm）	指導基準 （ppm）	
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60	—	
		10～50		100	—	
		4～10		100	—	
		1～4		100	—	
		1 未満		150	—	
	排煙脱硫装置付 <sup>※1</sup> 液体燃焼ボイラー （液・ガス混焼も含む）	50 以上	4	130	120	
		4～50		150	140	
		1～4		150	140	
		1 未満		180	160	
	液体燃焼ボイラー <sup>※2</sup> （液・ガス混焼も含む）	50 以上	4	130	120	
		4～50		150	140	
		1～4		150	140	
		1 未満		180	160	
	ガスタービン	ガス専焼	4.5 以上	16	70	10
			4.0～4.5		70	10
			4.0 未満		70	20
液体燃焼		4.5 以上	70		10	
		4.0～4.5	70		10	
		4.0 未満	70		20	

※1 昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置を付けたもの（排ガス量が 1 万 m<sup>3</sup>N/時未満のものについては、昭和 52 年 9 月 10 日以前）。

※2 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が 5,000m<sup>3</sup>N/時未満の過負荷燃焼型のは適用が除外される。

出典：「埼玉県の大気規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 29 年 4 月，埼玉県環境部）

④ 有害物質（窒素酸化物以外）の排出基準及び上乗せ基準

「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物以外の有害物質の排出基準及び上乗せ基準について、一部抜粋したものを表 3.1-24 に示す。

表 3.1-24 有害物質（窒素酸化物以外）の排出基準と上乗せ基準（一部抜粋）

ばい煙発生施設の種類の種類		有害物質の排出基準（窒素酸化物を除く）				
		カドミウム及びその化合物 (mg/m <sup>3</sup> N)	塩素 (mg/m <sup>3</sup> N)	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/m <sup>3</sup> N)	鉛及びその化合物 (mg/m <sup>3</sup> N)
ガラス熔融炉	原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	1.0				
	原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するもの				<u>上乗せ 2.5</u> 10	
	原料として酸化鉛を使用するもの					20
廃棄物焼却炉	焼却能力 200kg/時以上 500kg/時未満			<u>上乗せ 500</u> <sup>**</sup> 700		
	同上 500kg/時以上			<u>上乗せ 200</u> <sup>**</sup> 700		
塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	化学製品製造用（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの）		30	<u>上乗せ 40</u> 80		
反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉	反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造用を除く） 濃縮施設及び溶解炉（磷酸質肥料製造用を除く）				<u>上乗せ 2.5</u> 10	
	反応施設（前項を除く） 溶解炉のうち電気炉（前項を除く）				<u>上乗せ 2.5</u> 15	
	焼成炉及び溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料製造用）				<u>上乗せ 2.5</u> 20	
鉛溶解炉	鉛第二次精練用等					10
鉛溶解炉	鉛蓄電池製造用					10

※ 廃棄物焼却炉は標準酸素濃度（O<sub>n</sub>=12%）による補正を行う。計算方法はばいじんと同様である。

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成 29 年 4 月，埼玉県環境部）

⑤ 揮発性有機化合物（VOC）の排出基準

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物（VOC）の排出基準を表 3.1-25 に示す。

表 3.1-25 揮発性有機化合物（VOC）の排出基準

区分	揮発性有機化合物排出施設	排出基準		
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	600ppmC		
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC	
		その他のもの	700ppmC	
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000ppmC	
		その他のもの	600ppmC	
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	1,400ppmC		
5	接着の用に供する乾燥施設（木材・木製品の製造の用に供する施設及び 4 の項に掲げる施設を除く。）	1,400ppmC		
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	400ppmC		
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	700ppmC		
8	工業製品の洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む。）	400ppmC		
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	新設	全て	60,000ppmC
		既設	2,000kL 以上	60,000ppmC
			2,000kL 未満	当分の間猶予

注 1) 「既設」とは、平成 18 年 4 月 1 日において現に設置されている施設である（設置の工事が着手されているものを含む）。

注 2) 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容積比百万分率である。

注 3) 平成 18 年 4 月 1 日以前に設置（設置の工事が着手されているものを含む）された施設については、平成 22 年 3 月 31 日まで揮発性有機化合物の排出基準が適用されていた。

出典：「埼玉県の大気規制 揮発性有機化合物（VOC）・炭化水素類関係」（平成 28 年 4 月、埼玉県環境部）

⑥ 炭化水素類の規制基準

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類に係る規制基準を表 3.1-26 に示す。

表 3.1-26 炭化水素類に係る規制基準

施設の種類	規制基準
貯蔵用屋外タンク	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
給油用地下タンク	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
出荷用ローディングアーム	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
ドライクリーニング用乾燥機	処理設備（内蔵されるものを含む）を設置し、適正に稼働させること
製造設備	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
使用施設	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 規制基準：イ、ロ又はハ（いずれかを選択することができる）  2 1を除く使用施設 規制基準：イ又はロ（いずれかを選択することができる）  【規制基準】 イ．使用施設を設置する工場又は事業場における A の値が 30%以下であること。 $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（単位 kg）}}{\text{原材料の年間使用量（単位 kg）}} \times 100$ ロ．使用施設を処理する工場又は事業場における B の値が 50%以下であること $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（単位 kg）}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量（単位 kg）}} \times 100$ ハ．処理設備を設置し、適正に稼働させること

注 1) 処理設備：気化した揮発性物質を液吸収、吸着、凝縮、直接燃焼、接触(触媒)酸化等により除去する機能を有する設備であり、20℃において 80%以上（石油系溶剤を使用するドライクリーニング用乾燥機の場合は、65%以上の除去効率があるもの）の除去効率があるもの。  
除去効率＝（除去する気化した揮発性物質の量/処理設備に導入する気化した揮発性物質の量）×100

注 2) 原材料：①使用施設で使用する炭化水素類、②使用施設で使用する炭化水素類含有物、③使用工場等(使用施設を設置する工場又は事業場)で使用する低揮発性原材料（塗装、印刷又は接着の用に供する施設で使用される塗料、印刷インキ又は接着剤であって、揮発性物質の含有率が使用時に 30 質量%以下のもの（揮発性物質を含有しないものも含む）

出典：「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物（VOC）・炭化水素類関係」（平成 28 年 4 月、埼玉県環境部）

⑦ 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、埼玉県では 46 市町村を対策地域に指定している。

対策地域を図 3.1-21 に示す。

対象事業実施区域が位置する鶴ヶ島市を含む周辺の川越市、狭山市、坂戸市、日高市は、対策地域に指定されている。



注) 対策地域は、平成 14 年 10 月現在の行政区域に基づき定められている。市町村合併があった場合でも、自動車 NOx・PM 法の対策地域に変更はない。

出典：「自動車 NOx・PM 法対策地域図」（埼玉県）

図 3.1-21 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域図

## 2) 水質汚濁に係る法律、条例等

### (1) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準を表 3.1-27 に、生活環境の保全に関する環境基準（一般項目：河川（湖沼を除く。）を表 3.1-28 に、生活環境の保全に関する環境基準（水生生物保全項目）を表 3.1-29 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.1-30 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準を表 3.1-31 に示す。

埼玉県の水域の類型指定状況を図 3.1-22（一般項目）、図 3.1-23（水生生物保全項目）に示す。

調査対象範囲の越辺川、高麗川・入間川が一般項目の A 類型、小畔川が B 類型に指定されている。また、越辺川は水生生物保全項目の生物 A 類型、高麗川、小畔川・入間川が生物 B 類型に指定されている。

表 3.1-27 人の健康の保護に関する環境基準

単位：mg/L

項目	基準値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（環境省ウェブサイト）

表 3.1-28 生活環境の保全に関する環境基準（一般項目：河川（湖沼を除く。））

水域 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省ウェブサイト）



出典：「平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成28年12月、埼玉県環境部）

図 3.1-22 水域の類型指定状況図（一般項目）



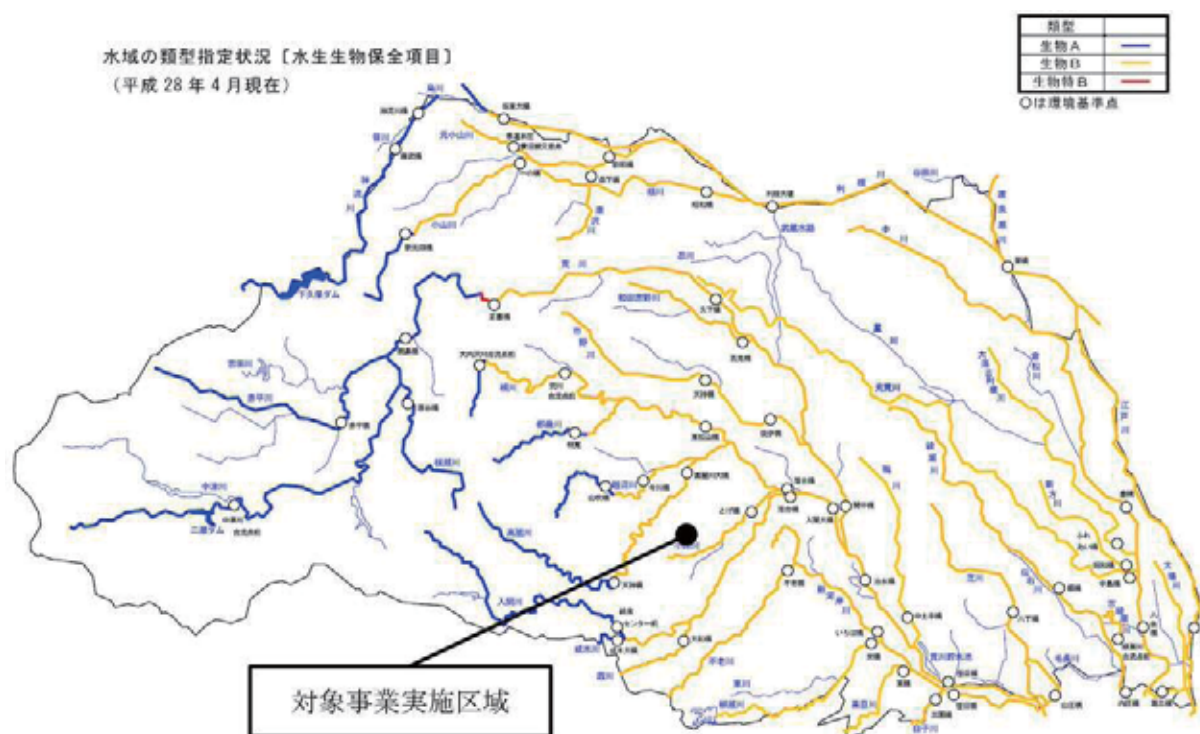
表 3.1-29 生活環境の保全に関する環境基準（水生生物保全項目）

単位：mg/L

水域類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

注）基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（環境省ウェブサイト）



出典：「平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 28 年 12 月，埼玉県環境部）

図 3.1-23 水域の類型指定状況図（水生生物保全項目）

表 3.1-30 地下水の水質汚濁に係る環境基準

単位：mg/L

項目	基準値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注4) 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（環境省ウェブサイト）

表 3.1-31 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注) 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（環境省ウェブサイト）

(2) 公害の防止に関する法律に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「水質汚濁防止法」に基づく水質汚濁に係る一律排水基準を表 3.1-32（有害物質）、表 3.1-33（生活環境項目）に示す。

「埼玉県生活環境保全条例」では、県内全域の公共用水域について、表 3.1-34 に示す特定施設の種類及び排出水の量に応じた上乘せ基準を設定している。

なお、総量規制に係る閉鎖性水域として東京湾が指定されており、対象事業実施区域が位置する鶴ヶ島市は規制対象地域に該当し、排水量 50m<sup>3</sup>/日以上の特定期間については、COD、窒素含有量及び燐含有量について総量規制基準が適用される。

「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を表 3.1-35 に示す。

表 3.1-32 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

単位：mg/L

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03
シアン化合物		1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）		1
鉛及びその化合物		0.1
六価クロム化合物		0.5
砒素及びその化合物		0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003
トリクロロエチレン		0.1
テトラクロロエチレン		0.1
ジクロロメタン		0.2
四塩化炭素		0.02
1,2-ジクロロエタン		0.04
1,1-ジクロロエチレン		1
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4
1,1,1-トリクロロエタン		3
1,1,2-トリクロロエタン		0.06
1,3-ジクロロプロペン		0.02
チウラム		0.06
シマジン		0.03
チオベンカルブ		0.2
ベンゼン		0.1
セレン及びその化合物		0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10
	海域に排出されるもの	230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8
	海域に排出されるもの	15
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100
1,4-ジオキサン		0.5

注1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：「水・土壌・地盤・海洋環境の保全（排水規制）」（環境省ウェブサイト）

表 3.1-33 水質汚濁に係る一律排水基準（生活環境項目）

項 目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)

注 1) 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 2) この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

注 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

注 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

注 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注 7) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典：「水・土壌・地盤・海洋環境の保全/排水規制」（環境省ウェブサイト）

表 3.1-34 上乗せ排水基準（生活環境項目）

単位：mg/L

特定施設	上乗せ項目	生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質質量 (SS)		フェノール類含有量
		既存	新規	既存	新規	
1の2	豚房（総面積 50m <sup>2</sup> 以上） 牛房（総面積 200m <sup>2</sup> 以上） 馬房（総面積 500m <sup>2</sup> 以上）	80 (日間平均 60)		150 (日間平均 120)		5
69	と畜業・死亡獣畜取扱業					
2001	指定地域特定施設 し尿浄化槽(処理対象人員が 201～500人で指定地域内に 設置されるもの)	60	25 (日間平均 20)	80 (日間平均 70)	60 (日間平均 50)	
72	し尿処理施設 処理対象人員 500 人以下 のし尿浄化槽を除く					
73	下水道終末処理施設	25		60		1
上記以外の特定施設指定排水施設		(日間平均 20)		(日間平均 50)		

注 1) 上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。

注 2) 水質汚濁防止法施行令別表第 1 74 号の共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。

注 3) 水質汚濁防止法施行令別表第 1 1 の 2 号の豚房、牛房及び馬房施設については日平均排水量が 30m<sup>3</sup>（市街化区域にあっては 10m<sup>3</sup>）以上の場合又は日平均汚濁負荷量（BOD）が 60kg（市街化区域にあっては 20kg）以上の場合に適用する。

注 4) 既存・新規の施設：平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設（設置の工事を含む）を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。

出典：「工場・事業場等排水の水質規制（水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 濃度規制）」（埼玉県）

表 3.1-35 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

単位：mg/L

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物	0.03 以下	ベンゼン	0.1 以下
シアン化合物	1 以下	セレン及びその化合物	0.1 以下
有機リン化合物	1 以下	ほう素及びその化合物	10 以下
鉛及びその化合物	0.1 以下	ふっ素及びその化合物	230 以下
六価クロム化合物	0.5 以下		8 以下
砒素及びその化合物	0.1 以下		15 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 以下	フェノール類	5 以下
アルキル水銀	検出されないこと	銅及びその化合物	3 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	亜鉛及びその化合物	2 以下
トリクロロエチレン	0.3 以下	鉄及びその化合物（溶解性）	10 以下
テトラクロロエチレン	0.1 以下	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 以下
ジクロロメタン	0.2 以下	クロム及びその化合物	2 以下
四塩化炭素	0.02 以下	ダイオキシン類	10pg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380 未満
1,1-ジクロロエチレン	1 以下	水素イオン濃度（pH）	5～9 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	生物化学的酸素要求量（BOD）	600 未満
1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	浮遊物質質量（SS）	600 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 以下
チウラム	0.06 以下	窒素含有量	240 以下
シマジン	0.03 以下	燐含有量	32 未満
チオベンカルブ	0.2 以下	沃素消費量	220 以下

注) ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の上段の数値については、河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を、下段の数値については、海域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を示す。

出典：「下水道法施行令」（昭和 34 年政令第 147 号）

### 3) 騒音に係る法律、条例等

#### (1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表 3.1-36 に示す。

対象事業実施区域は、用途地域の定めのない地域であり、一般地域の B 類型の基準が適用される。

表 3.1-36 騒音に係る環境基準

単位：dB

地域の類型・地域の区分		時間の区分		
		昼間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 午前 6 時)	
一般地域	A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55	45
	B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	45
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50
道路に面する地域		A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
		B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間 (特例) ※			70	65

※ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下) によることができる。

注 1) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道 (市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る) 等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」(環境省ウェブサイト)

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

① 特定建設作業騒音に係る規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準を表 3.1-37 に示す。

対象事業実施区域は、用途地域の指定のない区域であり、第 1 号区域の基準が適用される。

表 3.1-37 特定建設作業騒音に係る規制基準

単位：dB

区域の区分		基準種別	敷地境界における音量基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第 1 号区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）  上記以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型こども園の周囲概ね 80m 以内の区域		85	午前 7 時～午後 7 時の時間内であること	1 日 10 時間を越えないこと	連続 6 日を越えないこと	日曜・休日でないこと
第 2 号区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）			午前 6 時～午後 10 時の時間内であること	1 日 14 時間を越えないこと		

注 1) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注 2) 騒音規制法対象となる特定建設作業は以下のとおりである。

1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力 15kW 以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5. コンクリートプラント（混練容量 0.45m<sup>3</sup> 以上）又はアスファルトプラント（混練重量 200kg 以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6. バックホウ（定格出力 80kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
7. トラクターショベル（定格出力 70kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
8. ブルドーザー（定格出力 40kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

出典：「特定建設作業騒音・振動規制について」（埼玉県環境部）



## ② 工場・事業場の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく工場・事業場の騒音に係る規制基準を表 3.1-38 に示す。

対象事業実施区域は、用途地域の指定のない区域であり、第 2 種区域の規制基準が適用される。

表 3.1-38 工場・事業場の騒音に係る規制基準

単位：dB

区域の区分		昼間 (午前8時～ 午後7時まで)	朝・夕 (午前6時～午前8時 まで及び午後7時～ 午後10時まで)	夜間 (午後10時～ 翌朝の午前6時まで)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50	45	45
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
第4種区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）	70	65	60

注) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設の有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値からさらに 5dB 減じた値である。

出典：「工場・事業場の騒音・振動規制について」（埼玉県環境部）

## ③ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度を表 3.1-39 に示す。

対象事業実施区域は、用途地域の指定のない区域であり、b 区域に該当する。

表 3.1-39 自動車騒音に係る要請限度

単位：dB

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～午前6時まで)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 (75)	70 (70)

注 1) ( ) 内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

注 2) a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「平成 28 年版埼玉県環境白書」（平成 28 年 12 月、埼玉県）

#### 4) 振動に係る法律、条例等

##### (1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

###### ① 特定建設作業振動に係る規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準を表 3.1-40 に示す。

対象事業実施区域は、用途地域の指定のない区域であり、第 1 号区域の基準が適用される。

表 3.1-40 特定建設作業振動に係る規制基準

単位：dB

区域の区分		基準種別	敷地境界における振動基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第 1 号区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	75		午前 7 時～午後 7 時の時間内であること	1 日 10 時間を越えないこと	連続 6 日を越えないこと	日曜・休日でないこと
	上記以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型こども園の周囲概ね 80m 以内の区域			午前 6 時～午後 10 時の時間内であること	1 日 14 時間を越えないこと		
第 2 号区域	工業地域						

注 1) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注 2) 振動規制法対象となる特定建設作業は以下のとおりである。

1. くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4. ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

出典：「特定建設作業騒音・振動規制について」（埼玉県環境部）

###### ② 工場・事業場の振動に係る規制基準

「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく工場・事業場の振動に係る規制基準を表 3.1-41 に示す。

対象事業実施区域は、用途地域の指定のない区域であり、第 1 種区域の規制基準が適用される。

表 3.1-41 工場・事業場に係る振動の規制基準

単位：dB

区域の区分		昼間 (午前8時～午後7時まで)	夜間 (午後7時～翌朝の午前8時まで)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	60	55
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60

注1) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注2) 第2種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設の有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値からさらに5dB減じた値である。

出典：「工場・事業場の騒音・振動規制について」(埼玉県環境部)

### ③ 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度を表3.1-42に示す。

対象事業実施区域は、用途地域の指定のない区域であり、第1種区域の要請限度が適用される。

表 3.1-42 道路交通振動に係る要請限度

単位：dB

区域の区分		昼間 (午前8時～午後7時まで)	夜間 (午後7時～翌朝の午前8時まで)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	65	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

注1) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注2) 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から5dB減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第1種区域の限度は夜間の第2種区域の値とすることができる。

出典：「平成27年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果(参考資料)」(埼玉県環境部)

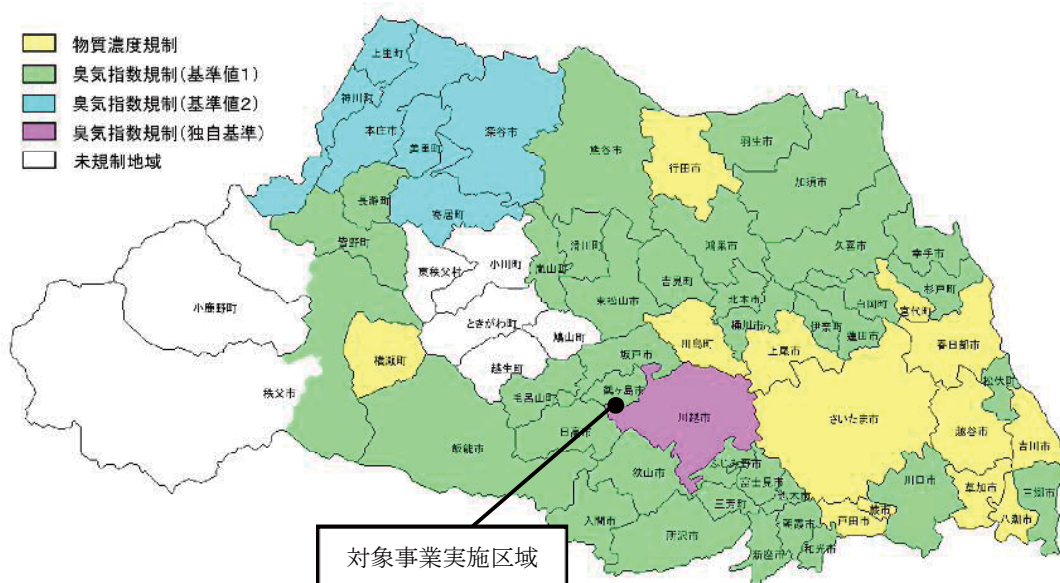
## 5) 悪臭に係る法律、条例等

### (1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」に基づく規制地域を図 3.1-24 に、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制地域を図 3.1-25 に示す。

鶴ヶ島市は、「悪臭防止法」に基づく臭気指数による規制地域（基準値 1）となっており、対象事業実施区域は A 区域に該当するが、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域には該当しない。

「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質の規制基準を表 3.1-43 に、臭気指数の規制基準を表 3.1-44 に示す。



出典：「悪臭防止法について」（埼玉県）

図 3.1-24 悪臭防止法に基づく規制地域図



出典：「埼玉県生活環境保全条例（悪臭規制地域）について」（埼玉県）

図 3.1-25 埼玉県生活環境保全条例に基づく悪臭規制地域図

表 3.1-43(1) 特定悪臭物質の規制基準（敷地境界線）

単位：ppm

特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

出典：「悪臭防止法（物質濃度規制）について」（埼玉県）

表 3.1-43(2) 特定悪臭物質の規制基準（煙突等の排出口）

以下の物質について設定されている。  
基準は敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出する。

特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
--------	--

出典：「悪臭防止法（物質濃度規制）について」（埼玉県）

表 3.1-43(3) 特定悪臭物質の規制基準（排出水中）

特定悪臭物質	排出水の流量 (m <sup>3</sup> /s)	排出水中の濃度 (mg/L)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

出典：「悪臭防止法（物質濃度規制）について」（埼玉県）

表 3.1-44 臭気指数の規制基準（敷地境界線）

区域の区分		基準値 1	基準値 2
A 区域	B、C 区域を除く区域	臭気指数 15	臭気指数 15
B 区域	農業振興地域	臭気指数 18	臭気指数 21
C 区域	工業地域・工業専用地域	臭気指数 18	臭気指数 18

出典：「悪臭防止法（臭気指数規制）について」（埼玉県）

## 6) 土壌汚染に係る法律、条例等

### (1) 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3.1-45 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 3.1-46 に示す。

表 3.1-45 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（環境省ウェブサイト）

表 3.1-46 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（環境省ウェブサイト）

(2) 土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況及び指定基準

「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域の指定に係る基準を表 3.1-47 に示す。

対象事業実施区域は、要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていない。

表 3.1-47 要措置区域の指定に係る基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種 特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
第三種 特定有害物質	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
有機りん化合物	検出されないこと	—	

出典：「土壤汚染対策法に基づく調査措置に関するガイドライン（改訂第2版）」  
(平成24年8月,環境省水・大気環境局)

7) 地盤沈下に係る法律、条例等

(1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「工業用水法」、「建築物用地下水採取の規制に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制地域を図 3.1-26 に示す。

鶴ヶ島市は、「工業用水法」及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」の規制地域には指定されていないが、「埼玉県生活環境保全条例」の第一種指定地域となっており、地下水採取規制の許可基準が定められている。

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制の許可基準を表 3.1-48 に示す。



出典：「地下水採取規制について」（埼玉県ウェブサイト）

図 3.1-26 地下水採取規制地域図

表 3.1-48 地下水採取規制の許可基準

対象地域	規制内容	許可・届出基準
第一種指定地域	許可（揚水機の吐出口断面積 6cm <sup>2</sup> 超）	① ストレーナーの位置は、650m 以深 ② 揚水機の吐出口断面積 21cm <sup>2</sup> 以下
	届出（揚水機の吐出口断面積 6cm <sup>2</sup> 以下）	① モーターの定格出力 2.2kW 以下 ② 地下水の採取量 1 日当たり最大 50m <sup>3</sup> 以下
第二種指定地域	届出（揚水機の吐出口断面積 6cm <sup>2</sup> 超）	揚水機の吐出口断面積 21cm <sup>2</sup> 以下

出典：「地下水採取規制について」（埼玉県ウェブサイト）



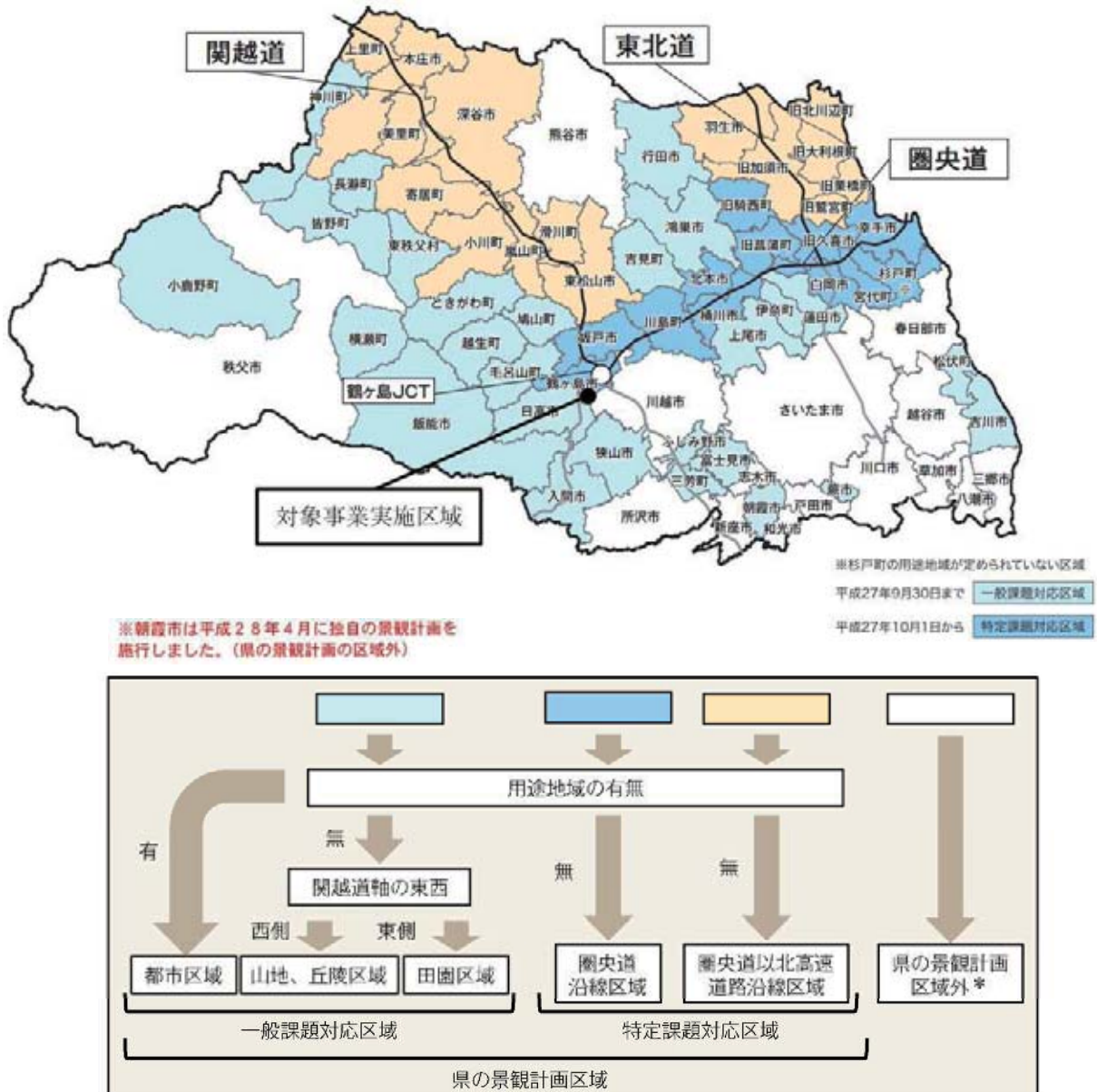
8) 景観に係る法律、条例等

埼玉県は、景観法に基づき「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。  
 埼玉県の景観計画区域を図 3.1-27 に示す。

鶴ヶ島市は、景観計画区域に指定され、用途地域が定められていない区域においては、特定課題対応区域の圏央道沿線区域となっている。

景観計画区域内において、景観法に基づく届出の対象となる行為を表 3.1-49 に示す。

一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕、物件の堆積などの行為をしようとする場合は、それぞれの市町村への届出が必要である。届出の際は、外観の色彩やデザインなどについて、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要がある。



\*…独自に景観行政に取り組む市の区域であり、各市の景観条例・景観計画が適用されます。

出典：「景観法に基づく行為の届出の概要」(埼玉県)

図 3.1-27 景観計画区域図

表 3.1-49 景観法に基づく届出対象行為

		一般課題対応区域			特定課題対応区域	
		山地・丘陵区域	田園区域	都市区域	圏央道沿線区域	圏央道以北 高速道路沿線区域
建築物	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さが 15m を超えるもの、又は建築面積が 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの			建築面積が 200m <sup>2</sup> を超えるもの (一戸建専用住宅は除く)	
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 15m を超えるもの、又は建築面積が 1,000m <sup>2</sup> を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の 3 分の 1 を超えるもの			建築面積が 200m <sup>2</sup> を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の 3 分の 1 を超えるもの (一戸建専用住宅は除く)	
工作物	工作物の新築、増築、改築又は移転	高さが 15m を超えるもの			高さが 10m を超えるもの	
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 15m を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の 3 分の 1 を超えるもの			高さが 10m を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の 3 分の 1 を超えるもの	
物件の堆積		(届出の必要はありません)			堆積する土地の面積が 500m <sup>2</sup> を超えるもの、又は堆積の高さが 1.5m を超えるもの	(届出の必要はありません)

出典：「景観法に基づく行為の届出の概要」(埼玉県)

## 9) 廃棄物に係る法律、条例等

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県は、「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）」を策定し、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「環境産業の育成」及び「災害廃棄物対策の推進」を目標達成のための4つの柱として施策を展開している。

鶴ヶ島市では、「鶴ヶ島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任における適正な処理や、物の製造、加工、販売等により、その製品及び容器が廃棄物となるような場合の回収等についての必要な措置を講じることが定められている。

また、鶴ヶ島市では、埼玉西部環境保全組合が策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画により、適正な廃棄物処理が推進されている。

## 10) 地球温暖化対策に係る法律、条例等

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

埼玉県では、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、低炭素社会を実現し良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした「埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年4月）」を制定している。

平成27年3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）埼玉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）の2005年比21%削減を目標としている。

## 11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

対象事業実施区域は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく「特定猟具使用禁止区域（銃）」に指定されている。

## 12) 環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲3km以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）における指定状況を表3.1-50に示す。

対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）、地下水採取規制地域、都市地域、市街化調整区域、農業地域、森林地域、地域森林計画対象民有林、景観計画区域（特定課題対応区域）に該当する。

表 3.1-50 環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		対象事業 実施区域	周辺地域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産	×	×	世界遺産条約	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさと緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り 育てる条例
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生 動植物の種の保存に関する 法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する 法律
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	
希少野生動植物保護区		×	×	埼玉県希少野生動植物の 種の保護に関する条例	
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防 災	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	×		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
×		×	建築物用地下水の採取の 規制に関する法律		
○		○	埼玉県生活環境保全条例		
土地利 用	都市地域	○	○	都市計画法	
	市街化区域	×	○		
	市街化調整区域	○	○		
	用途地域	×	○		
	農業地域	○	○	農業振興地域の整備に関 する法律	
	農用地区域	×	○		
	森林地域	○	○	森林法	
	国有林	×	×		
	地域森林計画対象民有林	○	○		
文化財保 護	史跡・名勝・天然記念物（国・県・市指定）	×	×	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	○	鶴ヶ島市文化財保護条例	
		×	○	川越市文化財保護条例	
		×	×	狭山市文化財保護条例	
		×	×	坂戸市文化財保護条例	
		×	○	日高市文化財保護条例	
景観保 全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域（一般課題対応区域）	×	○	埼玉県景観条例	
	景観計画区域（特定課題対応区域）	○	○		
	景観計画区域（景観形成推進区域）	×	×		
	景観計画区域	×	○	川越市都市景観条例	